

建技第568号の2
令和3年3月15日

交通基盤部内各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
経済産業部内各課長 様
経済産業部各出先機関の長 様

交通基盤部建設支援局建設技術企画課長

押印廃止に伴う要領・要綱等の改正について（通知）

令和3年3月4日付け事務連絡「工事・業務及び公共用地関係書類の押印廃止について」により、建設支援局関係の押印を廃止する書類一覧について通知したところですが、建設技術企画課が所管する下記要領・要綱等を別添のとおり改正します。

なお、今回の取扱いは、押印を行わないことを強制するものではありません。

記

1 改正する要領・要綱等

項目	要領・要綱等
工事一時中止	工事の一時中止等に係るガイドライン
熱中症対策	熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領
設計業務照査	設計業務照査要領(農地)
新技術・新工法	建設工事における新技術活用促進に関する実施要領（申請書）

2 適用日

令和3年4月1日以降提出する文書に適用するものとし、既契約の工事、業務及び入札公告（指名通知）中の工事、業務についても適用する。

担 当：建設技術企画課 技術調査班、建設ICT推進班
電話番号：054-221-2131、2128

工事の一時中止等に係るガイドライン

【改正箇所 新旧対照表】

令和3年4月

静岡県

改定内容：押印規定廃止等にもなうガイドライン改定

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p data-bbox="367 435 974 472">工事の一時中止等に係るガイドライン</p>  <p data-bbox="584 1142 752 1169">令和2年10月</p> <p data-bbox="607 1262 730 1289">静岡県</p>	<p data-bbox="1263 421 1870 458">工事の一時中止等に係るガイドライン</p>  <p data-bbox="1487 1126 1655 1153">令和3年4月</p> <p data-bbox="1509 1246 1632 1273">静岡県</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p>この「工事の一時中止等に係るガイドライン」は、静岡県が所管する土木工事及び農林土木工事に適用する。</p> <p style="text-align: center;">静岡県 交通基盤部 建設支援局 建設技術企画課 技術調査班</p> <p>以下 35 頁迄変更なしにつき省略</p>	<p>この「工事の一時中止等に係るガイドライン」は、静岡県が所管する土木工事及び農林土木工事に適用する。</p> <p style="text-align: center;">静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 技術調査班</p> <p>以下 35 頁迄変更なしにつき省略</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p>13 工事の一時中止に係る手続き様式（作成例） （約款第20条第1項及び第2項関係様式）</p> <p style="text-align: right;">○○第 号 令和 年 月 日</p> <p>（受注者名） 様</p> <p style="text-align: right;">（発注者名） 印</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止について（通知）</p> <p>工事名</p> <p>上記工事について、建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記工事を令和 年 月 日から工事の（全部・一部）を一時中止します。 2 中止理由 3 工事の一時中止の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中止する工事の工種等 (2) 中止する工事区域 (3) 一時中止の予定期間 4 基本計画書の提出 中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督員に提出し承諾を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中止指示時点における確認事項 (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画 (4) 工事の再開準備計画 (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠 5 工事再開については、別途通知します。 6 その他 <p>※（ ）には、全部又は一部を選択する。 その他には、中止に伴う現場維持の管理体制等の基本事項を指示する。</p> <p style="text-align: center;">36</p>	<p>13 工事の一時中止に係る手続き様式（作成例） （約款第20条第1項及び第2項関係様式）</p> <p style="text-align: right;">○○第 号 令和 年 月 日</p> <p>（受注者名） 様</p> <p style="text-align: right;">（発注者名）</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止について（通知）</p> <p>工事名</p> <p>上記工事について、建設工事請負契約約款第20条第1項及び第2項に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記工事を令和 年 月 日から工事の（全部・一部）を一時中止します。 2 中止理由 3 工事の一時中止の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中止する工事の工種等 (2) 中止する工事区域 (3) 一時中止の予定期間 4 基本計画書の提出 中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督員に提出し承諾を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中止指示時点における確認事項 (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画 (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画 (4) 工事の再開準備計画 (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠 5 工事再開については、別途通知します。 6 その他 <p>※（ ）には、全部又は一部を選択する。 その他には、中止に伴う現場維持の管理体制等の基本事項を指示する。</p> <p style="text-align: center;">36</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p style="text-align: center;">（約款第20条及び第23条関連様式）</p> <p style="text-align: center;">〇〇第 号 令和 年 月 日</p> <p>（受注者名） 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">（発注者名） 印</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止の（全部・一部）再開について（通知）</p> <p>工事名</p> <p>上記工事について、建設工事請負契約約款第20条及び23条に基づき下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 令和 年 月 日より工事の（全部・一時）を一時中止（令和 年 月 日付け）の工事を（全部・一部）を再開します。</p> <p>2 工事再開箇所</p> <p>1 （ ）には、必要により全部又は一部を選択する。</p> <p style="text-align: center;">37</p>	<p style="text-align: center;">（約款第20条及び第23条関連様式）</p> <p style="text-align: center;">〇〇第 号 令和 年 月 日</p> <p>（受注者名） 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">（発注者名）</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止の（全部・一部）再開について（通知）</p> <p>工事名</p> <p>上記工事について、建設工事請負契約約款第20条及び23条に基づき下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 令和 年 月 日より工事の（全部・一時）を一時中止（令和 年 月 日付け）の工事を（全部・一部）を再開します。</p> <p>2 工事再開箇所</p> <p>1 （ ）には、必要により全部又は一部を選択する。</p> <p style="text-align: center;">37</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p>(工事の一時中止に係るガイドライン参考様式)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(発注者名) 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">受注者 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止について（協議）</p> <p>標記について、工事の一時中止ガイドラインに基づき下記工事の一時中止について協議します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 2 工期 3 施工箇所 4 一時中止の協議理由 5 その他 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">38</p>	<p>(工事の一時中止<u>並</u>に係るガイドライン参考様式)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(発注者名) 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">受注者 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止について（協議）</p> <p>標記について、工事の一時中止<u>並</u>ガイドラインに基づき下記工事の一時中止について協議します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 2 工期 3 施工箇所 4 一時中止の協議理由 5 その他 <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">38</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン〔令和3年4月〕新旧対照表

従前ガイドライン（令和2年10月7日 建技第304号）	今回改正
<p style="text-align: center;">（工事の一時中止に係るガイドライン参考様式）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（発注者名） 様</p> <p style="text-align: center;">受注者 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: right; color: red;">印</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止に伴う増加費用について（請求）</p> <p>標記について、工事の一時中止ガイドラインに基づき下記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 2 工期 3 施工箇所 4 添付資料 請求内訳書、明細書 その他必要な資料 <p style="text-align: center;">39</p> <p>以下 40 頁以降変更なしにつき省略</p>	<p style="text-align: center;">（工事の一時中止に係るガイドライン等参考様式）</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>（発注者名） 様</p> <p style="text-align: center;">受注者 商号又は名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">工事の（全部・一部）一時中止に伴う増加費用について（請求）</p> <p>標記について、工事の一時中止ガイドライン等に基づき下記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事名 2 工期 3 施工箇所 4 添付資料 請求内訳書、明細書 その他必要な資料 <p style="text-align: center;">39</p>

工事の一時中止等に係るガイドライン



令和3年4月

静岡県

この「工事の一時中止等に係るガイドライン」は、静岡県が所管する土木工事及び農林土木工事に適用する。

静岡県 交通基盤部 建設経済局 技術調査課 技術調査班

目 次

1	ガイドライン策定の背景	1
2	工事の一時中止に係る基本フロー	2
3	発注者の中止指示義務	3
4	工事を中止すべき場合	4
5	中止の通知・指示	5
	(1) 発注者の中止の通知	5
	(2) 受注者からの協議	6
6	基本計画書の作成	7
7	工期短縮計画書の作成	8
8	請負代金額又は工期の変更	9
9	増加費用の考え方	10
	(1) 本工事施工中に中止した場合	10
	(2) 工期短縮を行った場合	11
	(3) 中止に伴う増加費用の算定	12
	(4) 契約後準備工着手前に中止した場合	18
	(5) 準備工期間に中止した場合	19
10	増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い	20
	・設計書における取扱い	20
	・事務処理上の取扱い	20
11	土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い	21
12	増加費用の費目と内容	32
13	工事の一時中止に係る手続き様式（作成例）	36
	参考資料	
	静岡県建設工事請負契約約款	40

1 ガイドライン策定の背景

◆ 工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆ 工事発注の現状

○円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議等の完了見込みが得られた段階において、やむを得ず条件明示を行い工事発注している例がある。

◆ 現状における課題

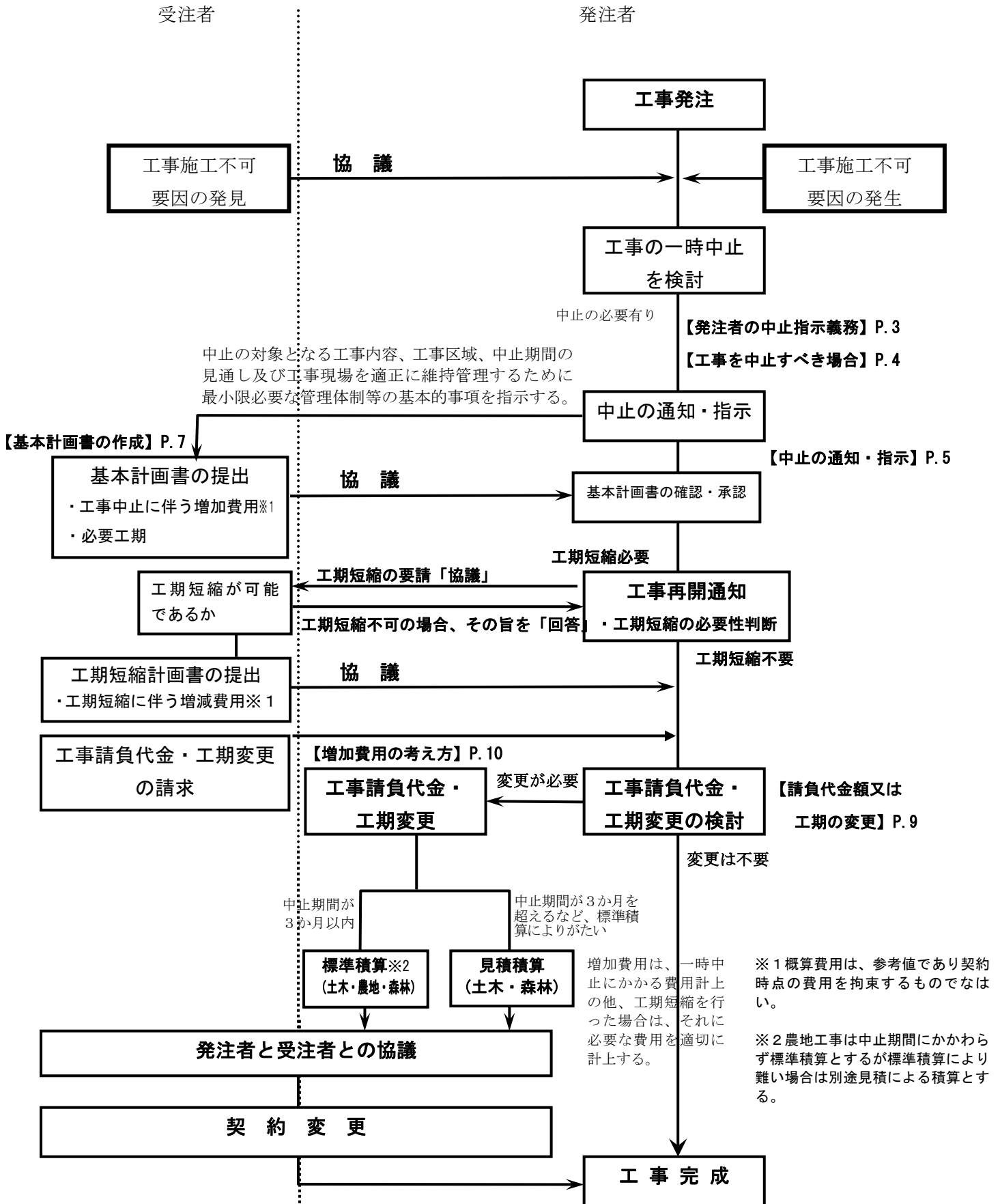
○発注者は、各種協議等が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。

○しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。

◆ ガイドラインの策定

○これらの課題を踏まえ、発注者の義務である工事の一時中止の指示を促すため受注者から一時中止の協議を行えることを明示するなど、受注者と発注者の共通認識のもとで工事の一時中止について、適切な対応を行うためにガイドラインを策定するものである。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

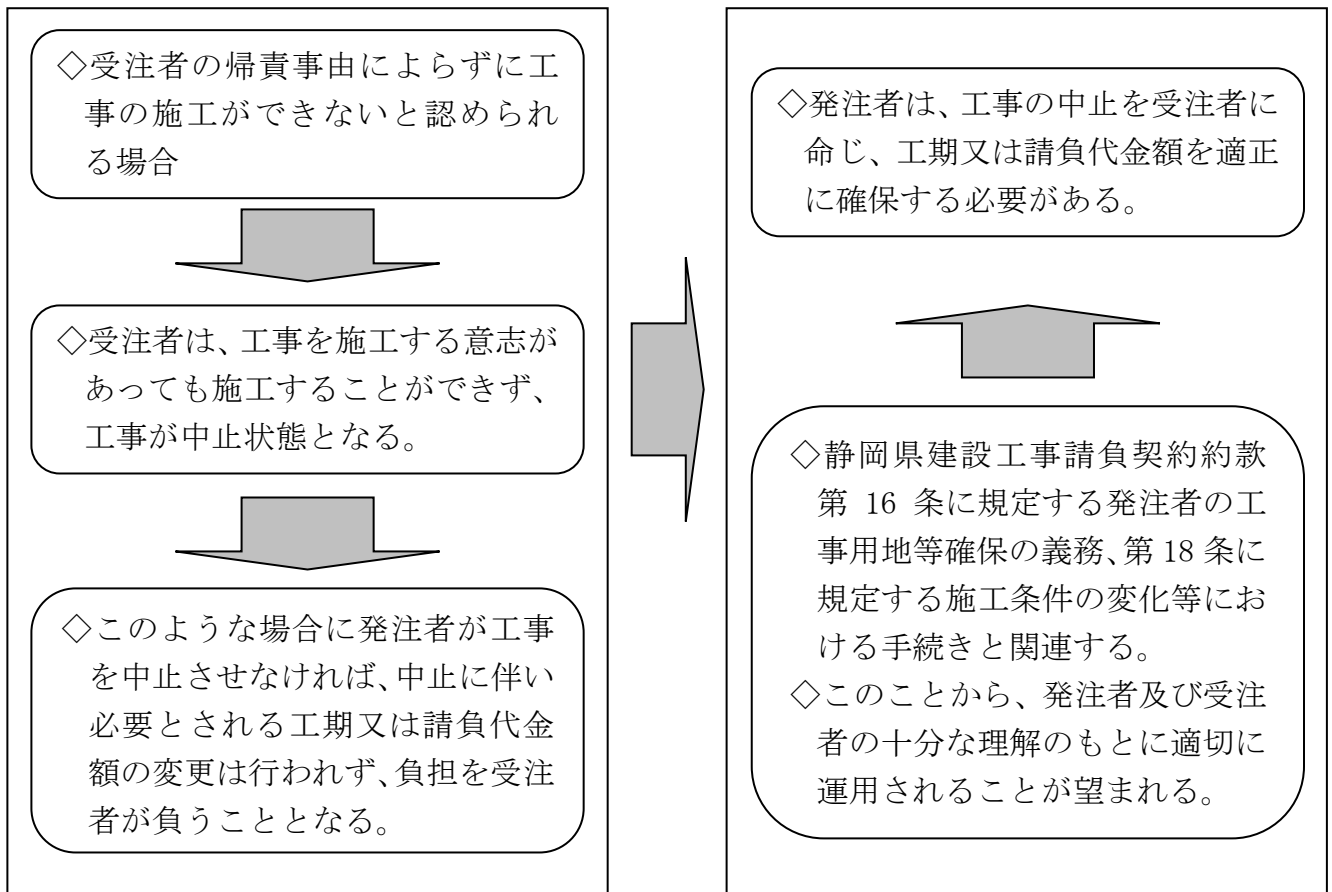


3 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部中止を速やかに書面にて命じなければならない。
◇受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第 20 条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・ 受注者の責によらない事由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、静岡県建設工事請負契約約款（受注者の解除権）第 45 条第 1 項(2)を準拠して、「延長期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

4 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第 20 条】

- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認める状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（静岡県建設工事請負契約約款第 16 条）施工ができない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（静岡県建設工事請負契約約款第 18 条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行うものによる工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5 中止の通知・指示

(1) 発注者の中止の通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【関係法令：静岡県建設工事請負契約約款第20条】

また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる

工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある

◇そして発注者は、施工を一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を通知しなければならない

◇このことから中止期間は、一時中止を指示したときから、一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できる状態となったときまでとなる

(2) 受注者からの協議

◆受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となった場合又は工事が中止になることが明らかとなった場合は、発注者に対して工事の一時中止について協議することができる。

- ◇工事の中止権は発注者にあるが、一部の工事においては、一時中止の通知を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任義務から支障が生じているといった指摘があるところである。
- ◇このことから、発注者及び受注者双方対等な立場に立ち、受注者により「発注者の中止権」を促すための協議ができることとする。

6 基本計画書の作成

- ◆工事を中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。

【土木工事共通仕様書：第1編 1-1-13】

【農林土木工事共通仕様書：第1編 1-1-16】

※実際に施工着手する前の施工計画書作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。

- ◆基本計画書の作成に当たっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇基本計画書の作成目的
- ◇中止時点における工事の出来形^{※1}、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び算定根拠（P16～P20）
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする

※1 必要に応じて、約款第31条の検査を受ける。

※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7 工期短縮計画書の作成

- ◆発注者は一時中止期間の解除に当たり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- ◆受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- ◆協議に当たっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

記載内容

- ◇工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関すること
- ◇短縮に伴う施工体制と短縮期間に関すること
- ◇工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載

工期・設計金額の変更

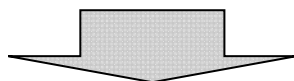
- ◇受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受発注者間で協議した工程の遵守に努める
- ◇工期短縮に伴う増加費用については、工期短縮計画に基づき設計変更を行う

8 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等、例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では

てんぽ
填補し得ない受注者の増加費用、
損害を負担しなければならない

◇増加費用

○工事用地等を確保しなかった場合

○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

○発注者に過失がある場合に生じたもの

○事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区分しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である

◇地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もあるため、これらの期間を含めて工期延長することも可能であるが、大規模な被災などにより中止期間の想定が困難な場合は契約の解除も検討する

9 増加費用の考え方

(1) 本工事*施工中に中止した場合

■増加費用の範囲

- ◆増加費用の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延長となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械機器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械機器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

工期延長等となる場合の費用

- ◇工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用等

※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

なお、「増加費用の考え方」は一時中止の手続きを伴わない受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因）による工期延長の場合についても準用できるものとする。

(2) 工期短縮を行った場合（当初設計から施工条件の変更がない場合）

■増加費用の考え方

- ① 工期短縮の要因が発注者に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
例．工種を追加したが工期延期せず当初工期のままとした場合
- ② 工期短縮の要因が受注者に起因するもの・・・【増加費用は見込まない】
例．工程の段取りにミスがあり、当初工程を短縮せざるを得ない場合
- ③ 工期短縮の要因が自然条件（災害等含む）に起因するもの・・・【増加費用を見込む】
例．
 - ・ 想定以上の悪天候により、当初予定の作業日数の確保が見込めず工期延期が必要であるが、何らかの事情により工期延期ができない場合
 - ・ 自然災害で被災*を受け、一時作業が出来なくなったが、工期延期をせず、当初工期のまま施工する場合※災害による損害については、約款第 29 条（不可抗力による損害）に基づき対応

■増加費用を見込む場合の主な項目の事例

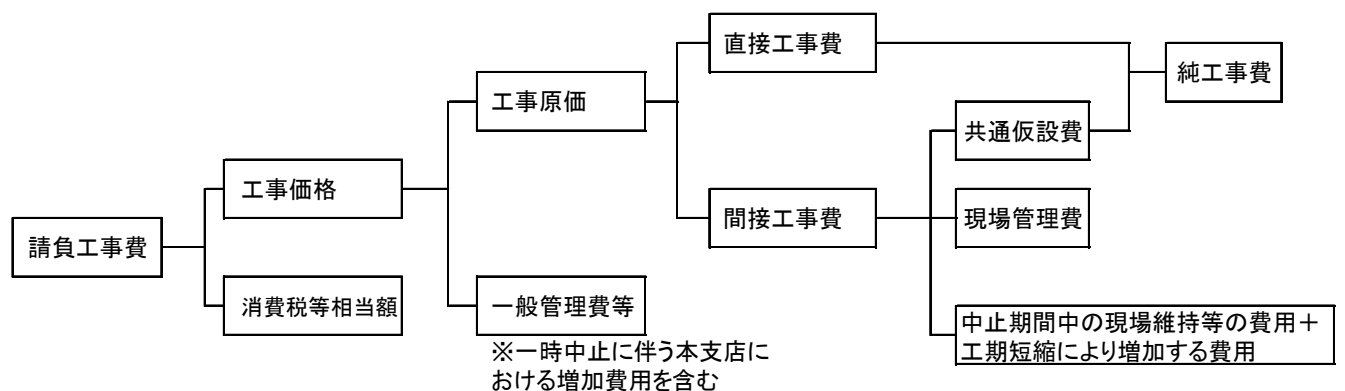
- ◇当初昼間施工であったが、工種追加により夜間施工を追加した場合は、夜間施工の手間に要する費用
 - ◇パーティー数を増加せざるを得ず、建設機械等の台数を増加させた場合に要する費用
 - ◇その他、必要と思われる費用
- ※増加費用の内訳については、発注者と受注者で協議を行うものとする。

(3) 中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者は作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

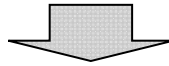
増加費用等の構成

◇中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。

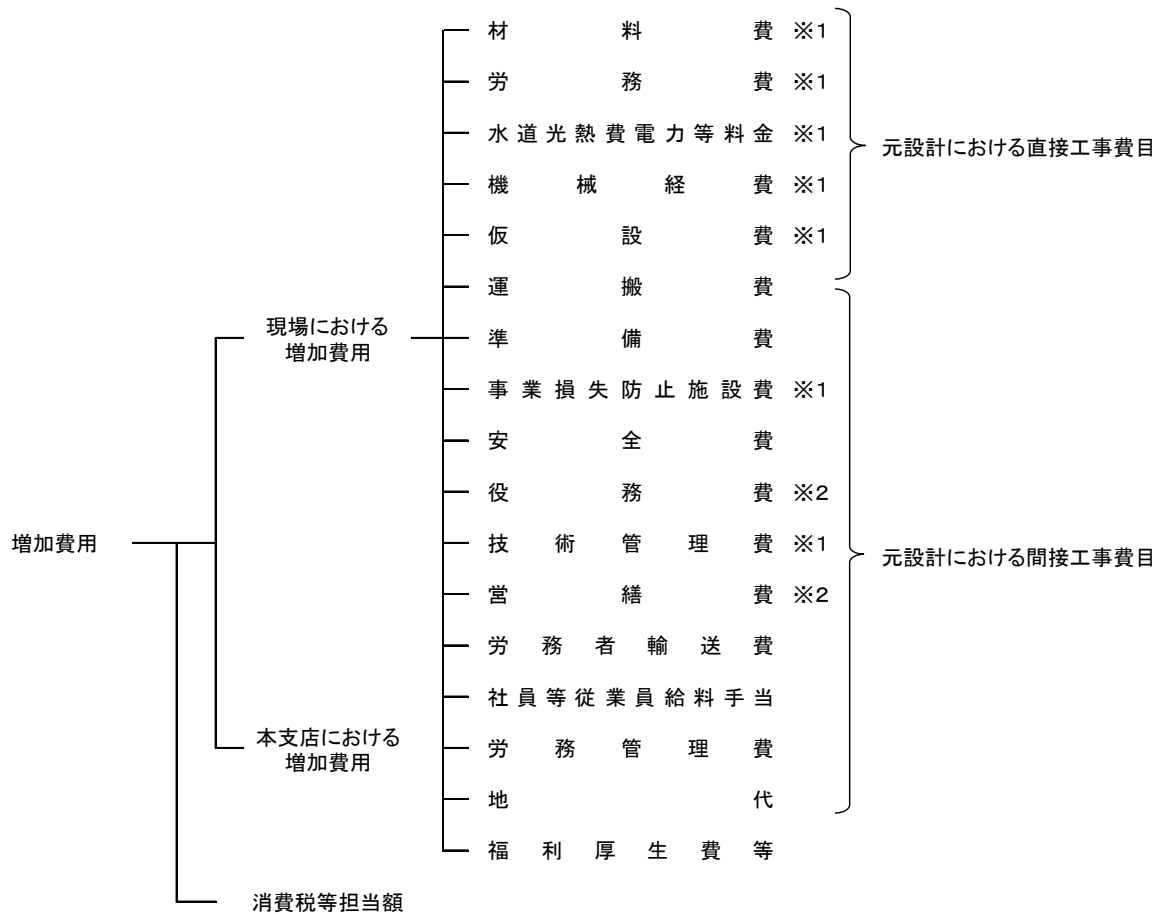


○土木・農地・森林工事の場合

積算基準では中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は、以下の積み上げ項目及び率項目とする。



◆増加費用の構成費目



※1 積み上げ項目

・農地関連工事のみ※1に加え※2について「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」(平成13年3月22日付け12農振第1680号)の別表に定めている率に別途加算できる項目を対象に積み上げとする。

※各費目の内容については、「12 増加費用の費目と内容」を参照のこと。

■増加費用の算定

○土木・森林工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、算定方法は下記のとおりとする。

ただし、中止期間3か月^{*}以内は標準積算により算定し、中止期間が3か月を超える場合や、経常的維持工事（道路維持工事又は河川維持工事等）である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、発注者と受注者とが協議を行い、増加費用を算定する。

※ 積算基準の適用範囲は、積算基準策定時に検証したケースが3か月程度までであることから、「中止期間3か月以内」としている。

※ 見積りを求める場合、中止期間全体に係る見積り（たとえば中止期間4か月の場合、4か月分の見積り）を徴収する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者との間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打ち合わせ時に現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

○農地工事の場合

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとする。農地工事は中止期間にかかわらず標準積算により算定するものであるが、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積りを求め、受発注者協議を行い、増加費用を算定する。

【各標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（積算基準による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

d g：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第 4 位を四捨五入し 3 位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（d g）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b)) \} + (N \times R \times 100) / J$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種毎に決まる係数（別表-1※1-2※2-1※3）

◇土木工事標準積算基準書における入力項目

○ J：一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N：一時中止日数 ○ α：積上げ費用

※1 別表-1（土木工事）、 ※2 別表-2（農地工事）、 ※3 別表-3（森林工事）

別表-1（土木工事標準積算基準書より）

工種区分	係数A							係数B							係数 a	係数 b
	一般交通 影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地 (DID 補正)	山間僻地及 び離島	一般交通影 響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影 響有り(1)	一般交通影 響有り(2)	市街地 (DID)	山間僻地及 び離島		
河川工事	1901.4	-	-	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-	-	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路 構造物工事	410.4	-	-	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	-	-	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	-	-	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	-	-	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	-	-	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	-	-	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	-	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	-	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC 橋工事	1238.0	-	-	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	-	-	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	-	-	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	-	-	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	-	-	247.5	241.0	241.0	232.8	-0.1455	-	-	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (1)	314.1	-	-	363.9	354.7	354.7	341.7	-0.1833	-	-	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	-	-	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	-	-	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地 すべり等工事	275.1	-	-	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	-	-	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	-	-	697.2	697.9	697.9	633.0	-0.2406	-	-	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	-	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	-0.0941	-	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工(2)	282.4	-	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	-0.1811	-	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	-	-	422.5	412.8	412.8	395.6	-0.1891	-	-	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
公園工事	643.6	-	-	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	-	-	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリート ダム工事	84.6	-	-	99.0	96.0	96.0	93.6	-0.0617	-	-	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	0.2288	0.3812
フィルダム工事	91.3	-	-	105.4	102.9	102.9	98.8	-0.0673	-	-	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	0.1633	0.3963
電線共同工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1467	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス 工事	1338.5	-	-	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	-	-	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

注) 上記係数は、令和 2 年度のものである。係数は最新の土木工事標準積算基準書によること。

別表－２ （農地工事に係る「工事における工期の延長等にもなう増加費用の積算方法について」より）

工種区分	係数A						係数B						係数a	係数b
	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(1)	山間僻地及び離島	中山間地域	補正なし		
ほ場整備工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トンネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.03276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
畑かん施設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリート補修工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
その他土木工事(1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土木工事(2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダム工事	105.4	102.9	102.9	98.8	93.8	91.3	-0.0693	-0.0683	-0.0683	-0.0705	-0.0684	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリートダム工事	99.0	96.0	96.0	93.6	87.5	84.6	-0.0644	-0.0630	-0.0630	-0.0661	-0.0632	-0.0617	0.2288	0.3812

注) 上記係数は、令和2年度のものである。係数は最新の農林水産省農村振興局「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」によること。

別表－３ （「森林整備保全事業に係る「設計変更等ガイドラインについて」より）

工種区分	係数A							係数B							係数a	係数b
	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	大都市(1)	大都市(2)	一般交通影響有り(1)(3)	一般交通影響有り(2)(4)	市街地(DID)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	-0.2019	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
治山・地すべり等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	-0.1797	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	-0.2306	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
森林整備	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
道路工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	-0.0714	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	-0.3805	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	-0.2884	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.2725	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	-0.2235	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	-0.3455	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1653	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	-0.2619	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194

注) 上記係数は、令和2年度のものである。係数は最新の林野庁「森林整備保全事業に係る「設計変更等のガイドラインについて」によること。

【港湾工事標準積算基準に基づく算出方法】

工事一時中止に伴う積算方法（積算基準による場合）

◇中止期間中の現場維持等の費用（単位円 1,000 円未満切り捨て）

$$G = d g \times J + \alpha$$

d g : 一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第 4 位を四捨五入し 3 位止め）

J : 対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）

一時中止に係る現場経費率（d g）

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は部分中止に伴う工期延長日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数（別表－4※2）

◇港湾工事標準積算基準書における入力項目

○ J : 一時中止時点の契約上の純工事費 ○ N : 一時中止日数 ○ α : 積上げ費用

※2 別表－4 港湾工事標準積算基準書

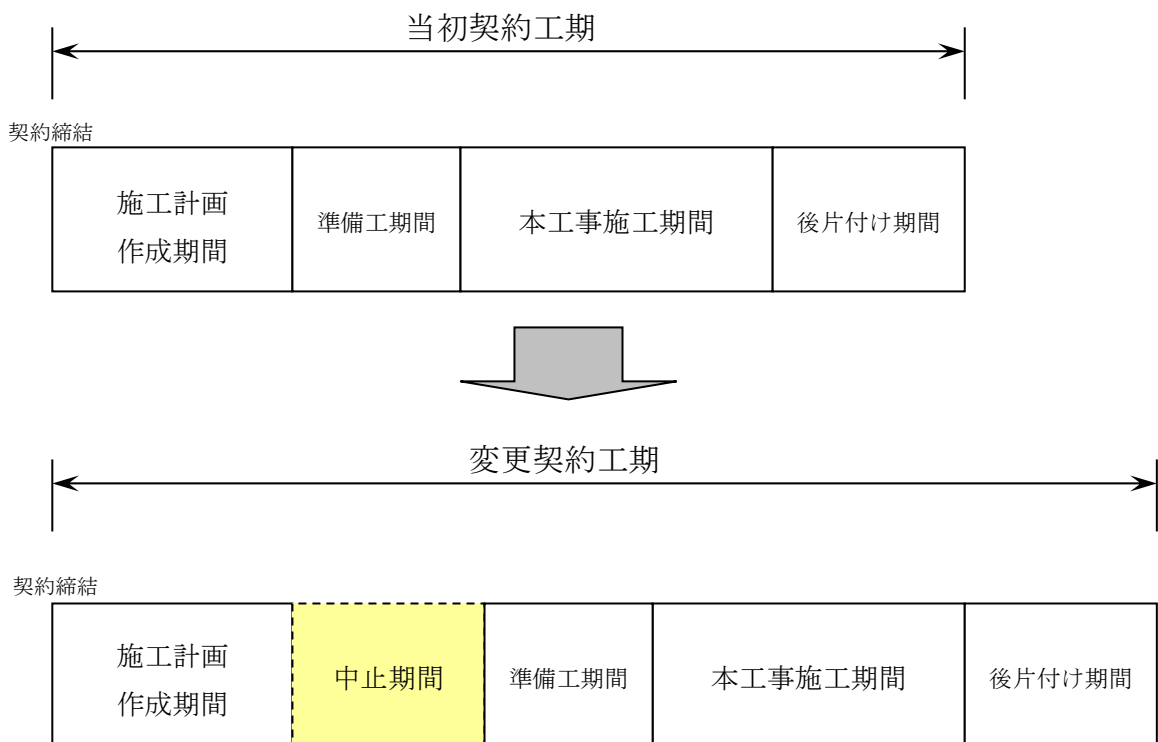
別表－4 （港湾工事標準積算基準書より）

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	重要港湾 地方港湾(1)	地方港湾(2) 地方港湾(3) (一般交通の 影響有)	地方港湾(3) (一般交通の 影響なし)			
港湾浚渫工事	109.5	105.5	99.9	-0.0709	0.7347	0.2713
港湾構造物工事	202.4	195.8	185.3	-0.0311	0.5764	0.2992
海岸工事	115.2	111.4	105.5	-0.1120	1.6285	0.2498

注) 係数は、最新の港湾工事標準積算基準書によること。

(4) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後に現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

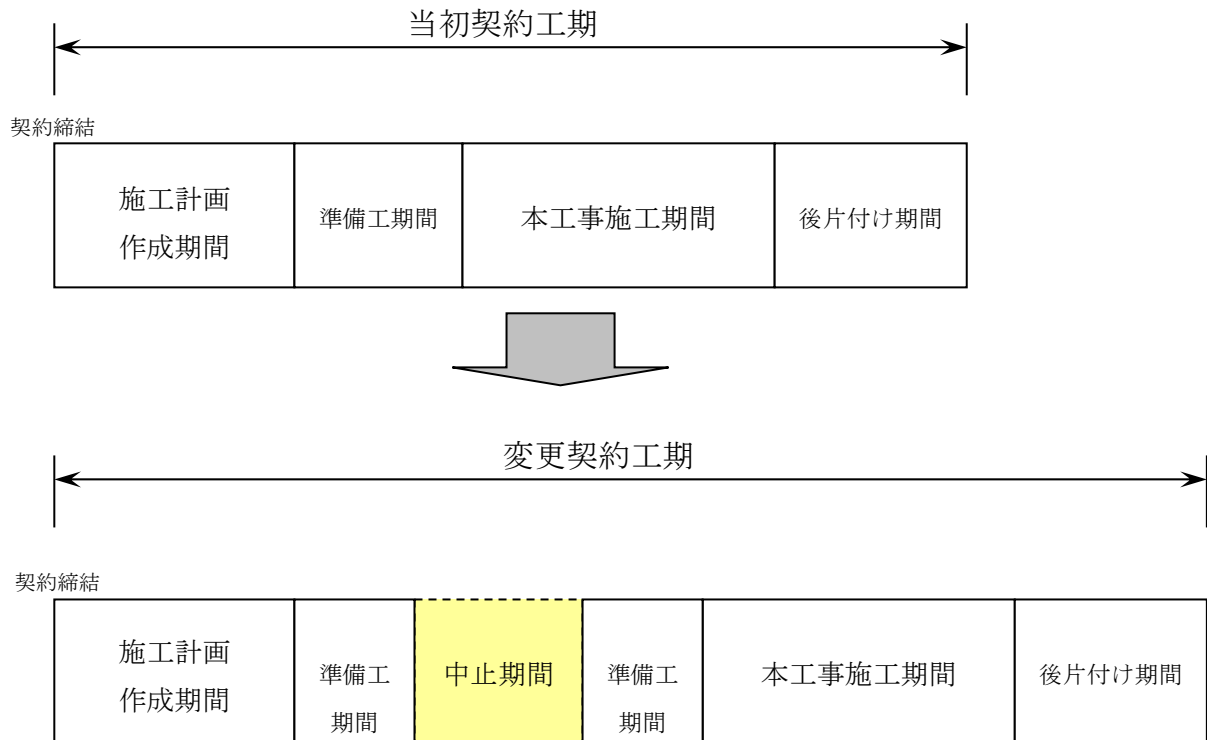
- 静岡県建設工事請負契約約款第 16 条 2 項（工事用地の確保等）に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 一時中止に伴う増加費用は計上しない。

(5) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載*した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。

※概算費用は、請求する場合のみ記載する。

※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。

◇増加費用

○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。

○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。

○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する。（増加費用の積算は、受注者から見積りを求め行う。）

10 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い

■設計書における取扱い

- ◆増加費用は、工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上とする。
- ◆ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合計額を請負工事費とみなす。

※ 設計書では、現場管理費の次の項目として追加項目に「中止期間中の現場維持等の費用」として計上し、一般管理費等の対象とする。

注) 追加項目として計上する「中止期間中の現場維持等の費用」は、増加費用（率計上+積上げ費用）を計上したものをいう。

■事務処理上の取扱い

- ◆増加費用は、設計変更の例にならい、変更契約するものとする。
- ◆増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- ◆増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11 土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い

本項は、土木工事における工事の一時中止に伴う増加費用について記載するものである。

(1) 工事の一時中止ガイドライン（案）について

土木工事においては土木工事標準積算基準書に基づいており、昭和 57 年 3 月 29 日付け建設省官技発第 116 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて」をとりまとめたものである。

増加費用に関する基本事項

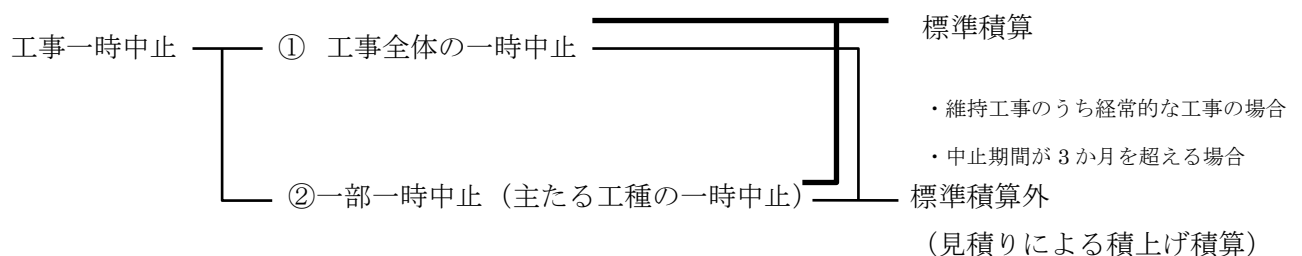
対象工事 (S57. 3. 29 建設省通達)	発注者が、約款第 20 条 3 項の負担額を負担する工事は下記の条件を満たす工事とする。 ○予測しがたい理由により工事を中止した工事 ○施工途中にある工事の主要部分を長期にわたって（指示した期間）中止した工事 ○著しい増加費用が生じた工事
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン P10)	○工事現場の維持に要する費用 ○中止により工期延期となる場合の費用 ○工事体制の縮小に要する費用 ○工期短縮を行った場合の費用 ○工事の再開準備に要する費用
増加費用の算定 (ガイドライン P12)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して行う。 ○各構成費目は、原則として中止期間に要した費用の内容について積算する。 ※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。

(2) 工事一時中止の区分

全部中止と一部一時中止の違い

約款第 20 条では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。

工事の中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）があり、契約上の取扱いや、増加費用の計上方法が異なる。



■一部一時中止の場合の増加費用について

中止期間がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。(主たる工種は工事構成比率が最大の工種のみを指すものではない)

	一時中止 (工事全体の全体)	一部一時中止 (主たる工種の中止)
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要。
契約解除できる時期 (約款第 45 条の 2)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 か月を超えるとときは 6 か月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後、3 月を経過してもなおその中止が解除されないとき。
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる。	一部一時中止に伴う影響期間について工期延長する。
増加費用の算定方法	中止期間が 3 か月以内の場合は標準積算 (次式) による。 $G = dg \times J + \alpha$ dg : 一時中止に係る現場経費率 (単位 : % 少数第 4 位四捨五入 3 位止め) J : 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て) α : 積上げ費用 (単位 : 円 1,000 円未満切り捨て) 一時中止に係る現場経費率 (dg) $dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$ N : 一時中止日数 R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役) A・B・a・b : 各工種ごとに決まる係数	
	N は一時中止日数	N は一部一時中止に伴う工期延期日数

(3) 全体中止と部分中止の積算内容の違い

算定方法の違い

	中止期間が3か月以内の場合 → 標準積算	中止期間が3か月を超える場合 → 全て積上げ積算
(工事全体が中止) 一時中止	<p>○率計上項目は、標準積算（率計上）とする。（社員等給与、現場事務所費用等）</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「中止期間のN」を用いる。</p> <p>○率計上項目以外は積上げ積算とする。（材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>全ての増加費用を積上げ積算する。</p> <p>（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>
(主たる工種が中止) 一部一時中止	<p>① 率計上項目は、標準積算（率計上）する。（社員等給与、現場事務所費用等）</p> <p>※標準積算の率計上項目の対象日数は「工事延期期間N´」を用いる。</p> <p>② 率計上項目以外は積上げ積算する。（材料の保管費用、仮設諸機材等の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>	<p>③ 全ての増加費用を積上げ積算する。（社員等給与、現場事務所費用等+材料の保管費用、仮設諸機材の損料等）</p> <p>※積上げ積算の対象期間は「中止期間」とする。</p>

※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は、設計変更により計上する。

(4) 請求の流れ及び適用範囲

工事一時中止の増加費用について

☆は留意事項

工事中止の通知・指示 (発注者→受注者)



発注者は、中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を通知する。また、工事現場を適正に管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。
 ☆「中止の時期」の確認
 ☆中止期間の見通しの確認 → 特に常駐させる技術者等の取扱いに留意

基本計画書の提出・承諾 (受注者→発注者)



☆実施内容を明記 (→積算に反映される)
 ☆管理責任の所在を明記

基本計画書に基づく工事現場の維持・管理 (受注者が実施)



☆実施内容の証明 (増加費用の明細書、作業報告等)

工事再開の通知 (発注者→受注者)



☆中止期間の確定 (部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数)
 ☆増加費用の協議

工事請負代金・工期変更の請求 (受注者→発注者)

☆増加費用の適用は受注者からの請求のあった場合に適用

		中止の時期		
		契約後準備工着手前 契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間	準備工期間 現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間	本工事施工中
中止期間	～3か月以内	増加費用は計上しない ※全部中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2 (6か月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板損料 ○営繕費 ・現場事務所の維持費 ・土地の使用料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される。	標準積算 (増加費用 $G = dg \times J + \alpha$) 又は積上げ積算 率 (dg) × 対象額 (J) で計上 dg:一時中止に係る現場経費率 J:中止時点の純工事費 注1) 全部中止の場合に適用 (主たる工種の部分中止により工期延期になった場合を含む) 注2) 経常的な維持工事等は全て積上げ α : 積上げ積算 ※次頁項目 (率分除く) について費用の明細書に基づき受発注者協議
	3か月を超える			積上げ積算 ※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議
※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、官積算をするものとする。なお、費用の必要性・数量などは受発注者が協議して決定するものとする。				

増加費用の範囲

①現場維持に要する費用

- イ 工事現場の維持に要する費用
- ロ 工事体制の縮小に要する費用
- ハ 工事の再開・準備に要する費用

②本支店における増加費用・・・・・・一般管理費として計上される。

中止期間中の現場維持等に要する費用

は、本工事施工中において3か月以内の一時中止の場合の率計上項目

イ 材料費	① 材料の保管費用
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
	② 他職種に転用した場合の労務費差額
ハ 水道光熱 電力等料金	現場に設置済みの施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用
ニ 機械経費	① 工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用
ホ 仮設費	① 仮設諸機材の損料
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用
ヘ 運搬費	① 工事現場への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
	② 大型機械類等の現場内運搬
ト 準備費	通常の準備作業を超える跡片づけ、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認めたものは、別途積上げにより計上する。
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用
リ 安全費	① 既存の安全設備にかかる費用
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料
	② 電力水道等の基本料
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。
ヲ 営繕費	現場に設置済みの営繕施設のうち、元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務費の転出入に要する費用
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用
タ 地代	現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用
レ 福利厚生費等	現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(5) 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）

■中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$$G = dg \times J + \alpha$$

dg：一時中止に係る現場経費率（単位 % 小数第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α ：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$$

N：一時中止日数（日）ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b：各工種ごとに決まる係数（別表—1）

【試算例】河川・道路構造物 [地方部（一般交通等の影響なし）] (R2条件による試算)

A= 410.4

B= -0.2019

a= 1.0955

b= 0.3075

J= 1,000,000,000 一時中止時点の契約上の純工事費

N= 90 一時中止日数

R= 24,300 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）（例：静岡）

α = 0 積上げ費用

$$dg = A \left\{ \left(\frac{J}{(a \times J^b + N)} \right)^B - \left(\frac{J}{(a \times J^b)} \right)^B \right\} + \left\{ \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right\}$$

dg=0.855748 小数第4位四捨五入

0.856 % 3位止め

$$G = dg \times J + \alpha$$

= 8,560,000

【試算例】積上げ分0円の場合（中止期間中の現場維持等の費用）

純工事費 (単位:円)	中止30日		中止60日		中止90日	
	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)	dg:現場経費率(%)	G:現場維持費(円)
20,000,000	4.854	970,000	9.580	1,916,000	14.207	2,841,000
50,000,000	2.273	1,136,000	4.478	2,239,000	6.627	3,313,000
100,000,000	1.332	1,332,000	2.623	2,623,000	3.878	3,878,000
300,000,000	0.616	1,848,000	1.214	3,642,000	1.794	5,382,000
500,000,000	0.444	2,220,000	0.875	4,375,000	1.295	6,475,000
1,000,000,000	0.293	2,930,000	0.578	5,780,000	0.856	8,560,000

※受注者の責めに帰すことができないもの（天候要因等）により工期延長した場合の増加費用の算定も上記同様である。

(6) 工事一時中止に伴う増加費用等の積上げ例（3か月を超える場合）

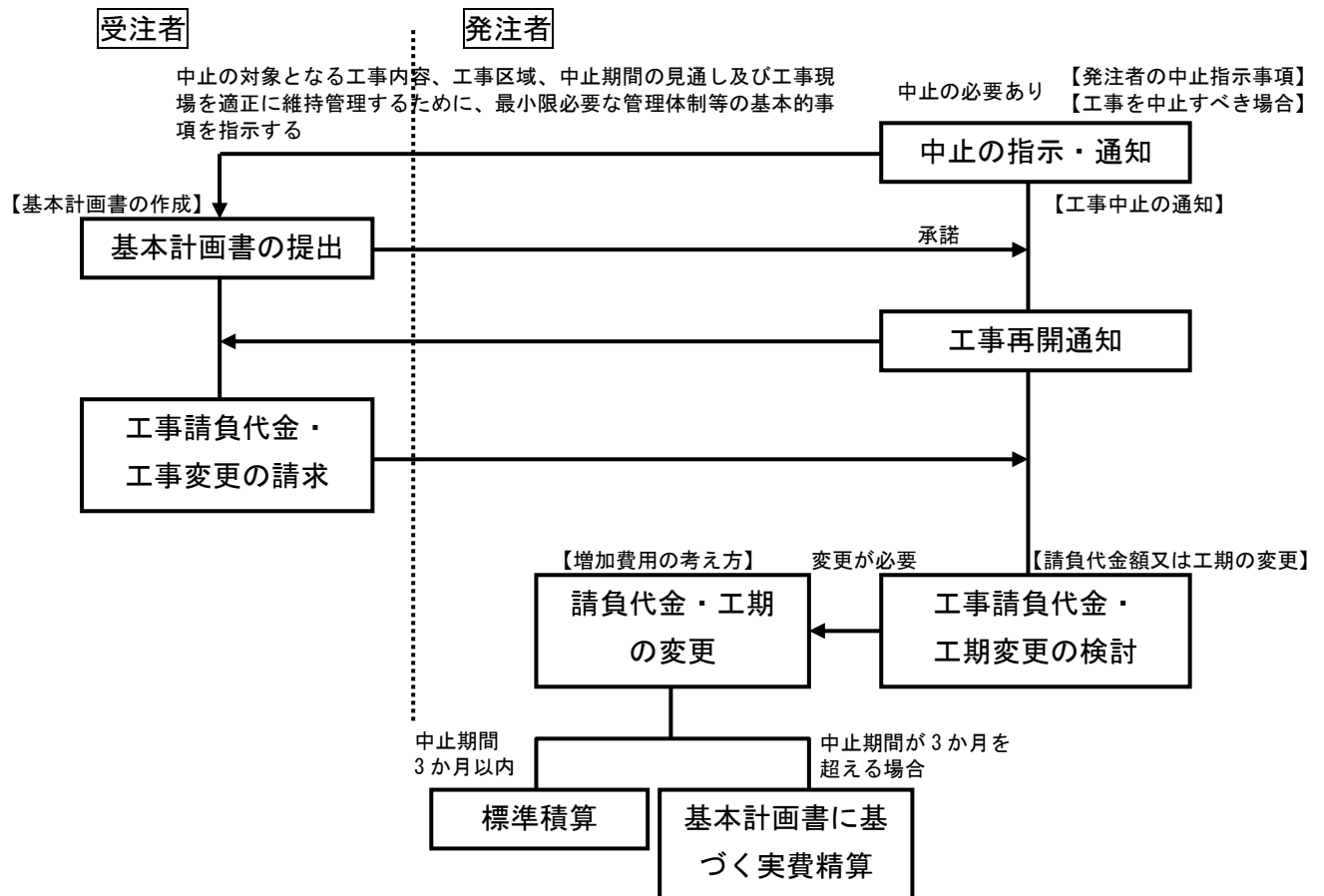
工 事 名：〇〇〇〇電線共同溝工事

当 初 工 期：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）

当初契約金額：¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

一時中止内容：現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所調整及び支障物件移設等に占有企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する。

一時中止期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇〇日間）



(7) 基本計画書の作成例

※以下「平成」は「令和」と読みかえるものとする

〇〇電線共同溝工事

基本計画書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社〇〇支店

目次

1. 工事概要	1
2. 中止期間中の業務	2
3. 中止期間中の体制	3
4. 現場組織表	4
5. 安全衛生管理対策	6
6. 緊急時の体制及び対応	7
地震発生時	8
台風発生時	9
緊急連絡体制	10
災害対策本部組織図	11
緊急資材一覧表	12

2. 中止期間中の業務

- 1) 現場点検の実施
一般者及び歩行者が円滑に通行できるよう1日位1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時には、〇〇事務所〇〇課に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。
- 2) 緊急時の対応
震度4以上の地震発生時及び台風や積雪による警報発令時には、現場点検を実施するとともに、別紙による緊急時の体制を築き、災害に対する対応・災害防止のための処置をとるものとする。
- 3) 中止期間中の実施作業
中止解除（現場着工）時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。
 - ・現地調査
工事区間内の現状について、測量及び地下埋設物件等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督員と協議する。
 - ・試掘の立会い
企業者の試掘に対し、全て立会い埋設箇所の確認を行う。
 - ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督員の承認を得る。
 - ・道路調整会議の出席
 - ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

3. 中止期間中の体制

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場代理人・・・・・・・・・・・・・常駐

監理技術者・・・・・・・・・・・・・非専任

施工担当者・・・・・・・・・・・・・現場代理人及び監理技術者が対応できない業務が発生した場合、〇〇事務所〇〇課と協議の上、社員を増員します。

また、別紙現場組織表・安全衛生管理組織に記載した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した都度、役割を果たすこととする。

現場作業がない、又は、非専任の場合は、給与等の請求はできない

(8) 工事請負代金変更請求の作成例 (1)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり			
工事名	〇〇〇〇電線共同溝工事		
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇 至) 〇〇県〇〇市〇〇		
当初工期	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (750日間)	一時中止期間	自) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 至) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (129日間)
当初契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	税抜契約金額	¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇
増加金額	¥ 3,629,624	税抜増加金額	¥ 3,456,785
〇〇〇〇株式会社 〇〇支店			

工事一時中止に伴う増加費用等の見積もり

工事名	〇〇〇〇電線共同溝工事					
	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
一時中止に伴う増し分費用		式	1		3,456,785	
(1) 現場管理費		式	1		3,456,785	
・従業員給料手当		式	1		3,094,485	
現場代理人		月	4.3	506,809	2,179,279	
監理技術者		月	1.3	704,005	915,207	
・福利厚生費		式	1		35,498	
・事務用品費		式	1		50,935	
・通信交通費		式	1		112,835	
・現場事務所費		式	1		163,032	
合計					3,456,785	

※見積りに対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要
例えば)

(1) 現場代理人等の給料について

- ①当該現場での作業内容
- ➡ ②給与等の内訳書
- ③給与明細等の資料

(2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について

- ➡ ①経費別支払調書
- ②事務用品の証明書類の提出
- ③経費支払い集計調書



妥当性の確認ができた項目を積み上げる。
(例では、全て確認出来た場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

(9) 工事請負代金変更請求の作成例 (2)

◎増加費用の見積り根拠例

現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○月	2	土	
	3	日	
	4	月	現地調査(現地測量)
	5	火	現地調査(現地測量)
	6	水	現地調査(現地測量)
	7	木	現地調査(現地測量)
	8	金	現地調査(現地測量)
	9	土	
	10	日	
	11	月	現地調査(現地測量)
	12	火	現地調査(現地測量)
	13	水	現地調査(支障物等の確認)
	14	木	現地調査(支障物等の確認)
	15	金	現地調査(支障物等の確認)
	16	土	
	17	日	
	18	月	現地調査(支障物等の確認)
	19	火	現地調査(支障物等の確認)
	20	水	現地調査(支障物等の確認)
	21	木	現地調査(試掘の立会)
	22	金	現地調査(試掘の立会)
	23	土	
	24	日	
	25	月	特殊部位置の確認(現地照査)
	26	火	特殊部位置の確認(現地照査)
	27	水	道路調整会議(占用企業者)
	28	木	現地調査(試掘の立会)
	29	金	特殊部位置の確認(現地照査)
	30	土	
	31	日	

○○○株 ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除。工事再開の約1か月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,588,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目途が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した。

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給与明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	氏名	住所
氏名	住所	氏名
氏名	住所	氏名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
給与・賞与		
配偶者特別控除の額	扶養親族の控除(配偶者を除く)	障害者の控除(本人を除く)
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額	経費者の合計額	借入金等特別控除の金額
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称

(10) 工事請負代金変更請求の作成例 (3)

◎増加費用の見積り根拠資料例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書 (平成〇〇年〇月分)

税抜き金額				
項目	細別	支払先	金額	備考
事務用品費				
	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費				
	連絡車	株〇〇〇〇	26,300	
現場事務所				
	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交信費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

12 増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

増加費用の各費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮した計上されている材料等の中止期間にかかる損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。
ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用。

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済みの施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受注者協議により一時中止の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用。

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済みの機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組み立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組み立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）
- b 発注者が工事現場の維持等のために必要があると認めて指示した機械の運搬費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴い工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに支持しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用(補助労力を含む)

③ 一時中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

へ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で、現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械累投の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用(保安要員費を含む。)

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置き場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置き場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められているが場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事の中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用されると認められた労務者を一括通勤される場合の運搬費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用、

- ① 元請、下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

ヨ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていたものとは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通期者も含む。）とする。

② 解雇・休養手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

(2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

(3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用

13 工事の一時中止に係る手続き様式（作成例）

（約款第 20 条第 1 項及び第 2 項関係様式）

○○第 号
令和 年 月 日

（受注者名） 様

（発注者名）

工事の（全部・一部）一時中止について（通知）

工事名

上記工事について、建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記工事を令和 年 月 日から工事の（全部・一部）を一時中止します。
- 2 中止理由
- 3 工事の一時中止の内容
 - (1) 中止する工事の工種等
 - (2) 中止する工事区域
 - (3) 一時中止の予定期間
- 4 基本計画書の提出
中止期間中の次の事項に関する基本計画書を監督員に提出し承諾を得ること。
 - (1) 中止指示時点における確認事項
 - (2) 中止に伴う工事現場の体制の縮小計画
 - (3) 中止期間における工事現場の維持管理計画
 - (4) 工事の再開準備計画
 - (5) 工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠
- 5 工事再開については、別途通知します。
- 6 その他

※ （ ）には、全部又は一部を選択する。

その他には、中止に伴う現場維持の管理体制等の基本事項を指示する。

(約款第 20 条及び第 23 条関連様式)

○○第 号
令和 年 月 日

(受注者名) 様

(発注者名)

工事の (全部・一部) 一時中止の (全部・一部) 再開について (通知)

工事名

上記工事について、建設工事請負契約約款第 20 条及び 23 条に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 年 月 日より工事の (全部・一時) を一時中止 (令和 年 月 日 付け) の工事を (全部・一部) を再開します。
- 2 工事再開箇所

1 () には、必要により全部又は一部を選択する。

(工事の一時中止等に係るガイドライン参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の（全部・一部）一時中止について（協議）

標記について、工事の一時中止等ガイドラインに基づき下記工事の一時中止について協議
します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 施工箇所
- 4 一時中止の協議理由
- 5 その他

(工事の一時中止に係るガイドライン等参考様式)

令和 年 月 日

(発注者名) 様

受注者
商号又は名称
代表者氏名

工事の（全部・一部）一時中止に伴う増加費用について（請求）

標記について、工事の一時中止ガイドライン等に基づき下記工事の一時中止に伴う増加費用を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 工期
- 3 施工箇所
- 4 添付資料
請求内訳書、明細書
その他必要な資料

参考資料

静岡県建設工事請負契約約款(令和2年10月改正版)

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

新 旧 対 照 表

旧	新	備考
<p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和元年8月1日から施行する。 この改正は、令和2年7月1日から施行する。 この改正は、令和2年9月1日から施行する。</p>	<p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>附 則 この要領は、令和元年8月1日から施行する。 この改正は、令和2年7月1日から施行する。 この改正は、令和2年9月1日から施行する。 この改正は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附則の追加</p>

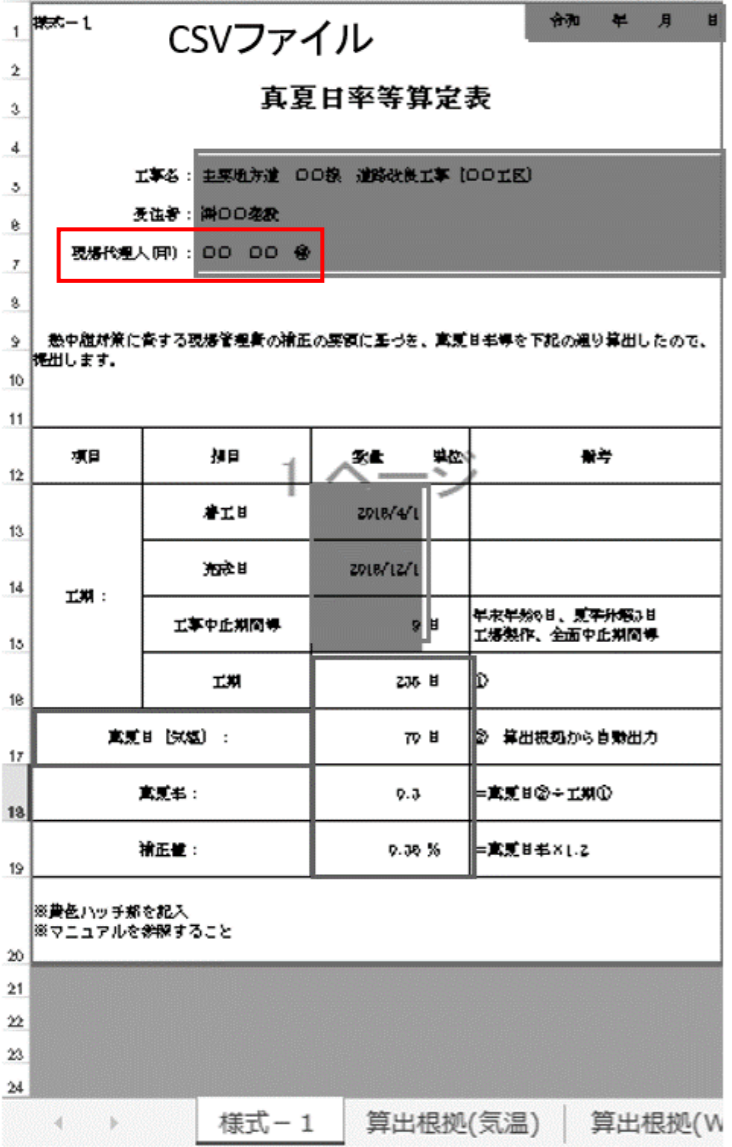
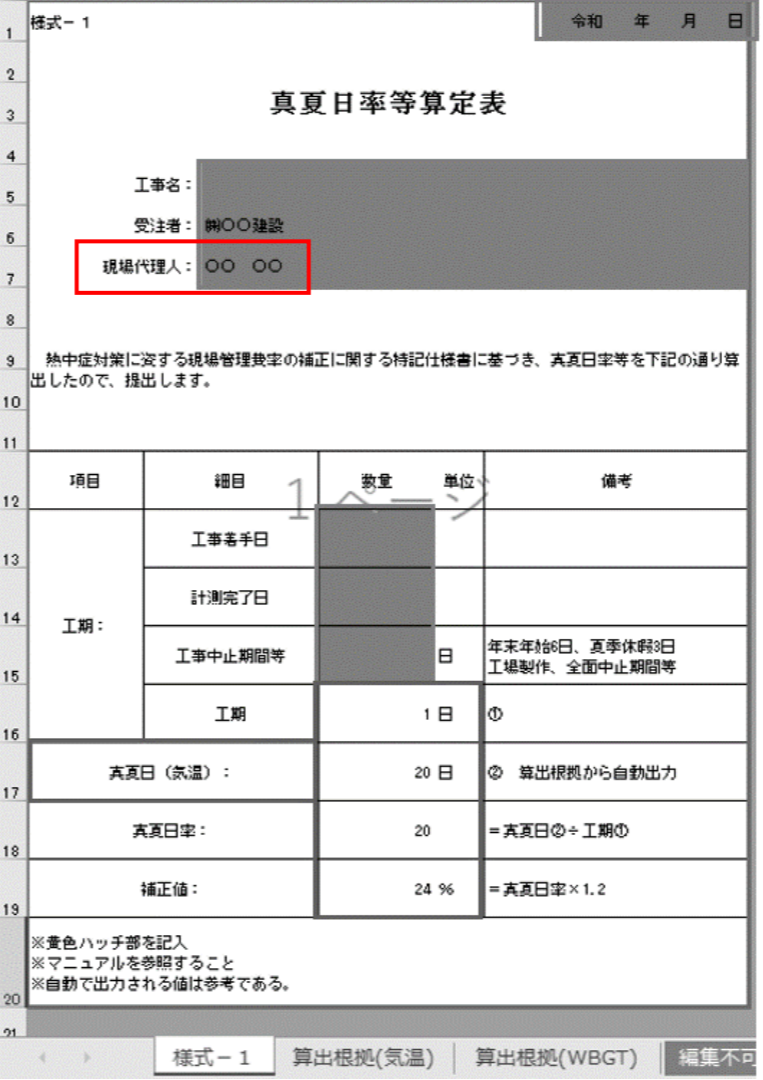
新旧対照表

旧	新	備考																																																																										
<p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領 真夏日率等算定表(様式-1)</p> <p>様式-1 令和 年 月 日</p> <h3 style="text-align: center;">真夏日率等算定表</h3> <p>工事名： </p> <p>受注者： ㈱〇〇建設</p> <p>現場代理人(印)： 〇〇 〇〇 印</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工期：</td> <td>工事着手日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測完了日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中止期間等</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>日</td> <td>年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> <td>1日</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日(暑さ指数)：</td> <td>0日</td> <td></td> <td>② 算出根拠から自動出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日率：</td> <td>0</td> <td></td> <td>=真夏日②÷工期①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補正值：</td> <td>0%</td> <td></td> <td>=真夏日率×1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※黄色ハッチ部を記入 ※マニュアルを参照すること ※自動で出力される値は参考である。</p>	項目	細目	数量	単位	備考	工期：	工事着手日				計測完了日				工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等	工期		1日	①	真夏日(暑さ指数)：		0日		② 算出根拠から自動出力	真夏日率：		0		=真夏日②÷工期①	補正值：		0%		=真夏日率×1.2	<p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領 真夏日率等算定表(様式-1)</p> <p>様式-1 令和 年 月 日</p> <h3 style="text-align: center;">真夏日率等算定表</h3> <p>工事名： </p> <p>受注者： ㈱〇〇建設</p> <p>現場代理人： 〇〇 〇〇</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工期：</td> <td>工事着手日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測完了日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中止期間等</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>日</td> <td>年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> <td>1日</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日(暑さ指数)：</td> <td>0日</td> <td></td> <td>② 算出根拠から自動出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日率：</td> <td>0</td> <td></td> <td>=真夏日②÷工期①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補正值：</td> <td>0%</td> <td></td> <td>=真夏日率×1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※黄色ハッチ部を記入 ※マニュアルを参照すること ※自動で出力される値は参考である。</p>	項目	細目	数量	単位	備考	工期：	工事着手日				計測完了日				工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等	工期		1日	①	真夏日(暑さ指数)：		0日		② 算出根拠から自動出力	真夏日率：		0		=真夏日②÷工期①	補正值：		0%		=真夏日率×1.2	<p>押印の廃止</p>
項目	細目	数量	単位	備考																																																																								
工期：	工事着手日																																																																											
	計測完了日																																																																											
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等																																																																								
	工期		1日	①																																																																								
真夏日(暑さ指数)：		0日		② 算出根拠から自動出力																																																																								
真夏日率：		0		=真夏日②÷工期①																																																																								
補正值：		0%		=真夏日率×1.2																																																																								
項目	細目	数量	単位	備考																																																																								
工期：	工事着手日																																																																											
	計測完了日																																																																											
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等																																																																								
	工期		1日	①																																																																								
真夏日(暑さ指数)：		0日		② 算出根拠から自動出力																																																																								
真夏日率：		0		=真夏日②÷工期①																																																																								
補正值：		0%		=真夏日率×1.2																																																																								

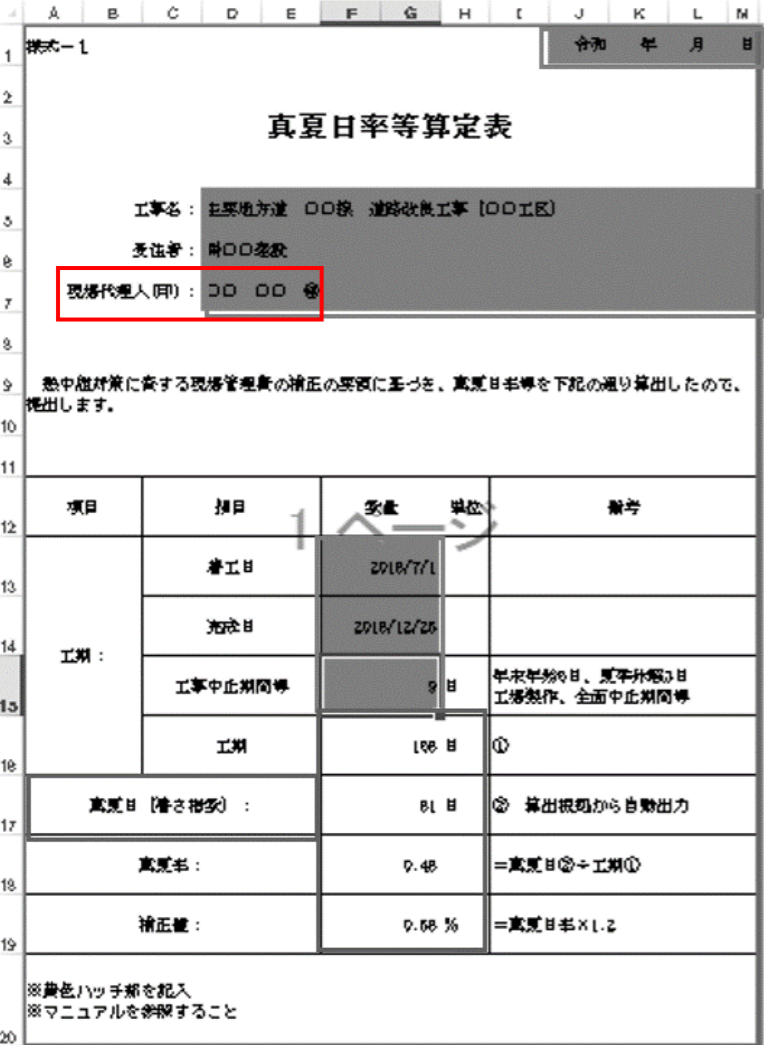
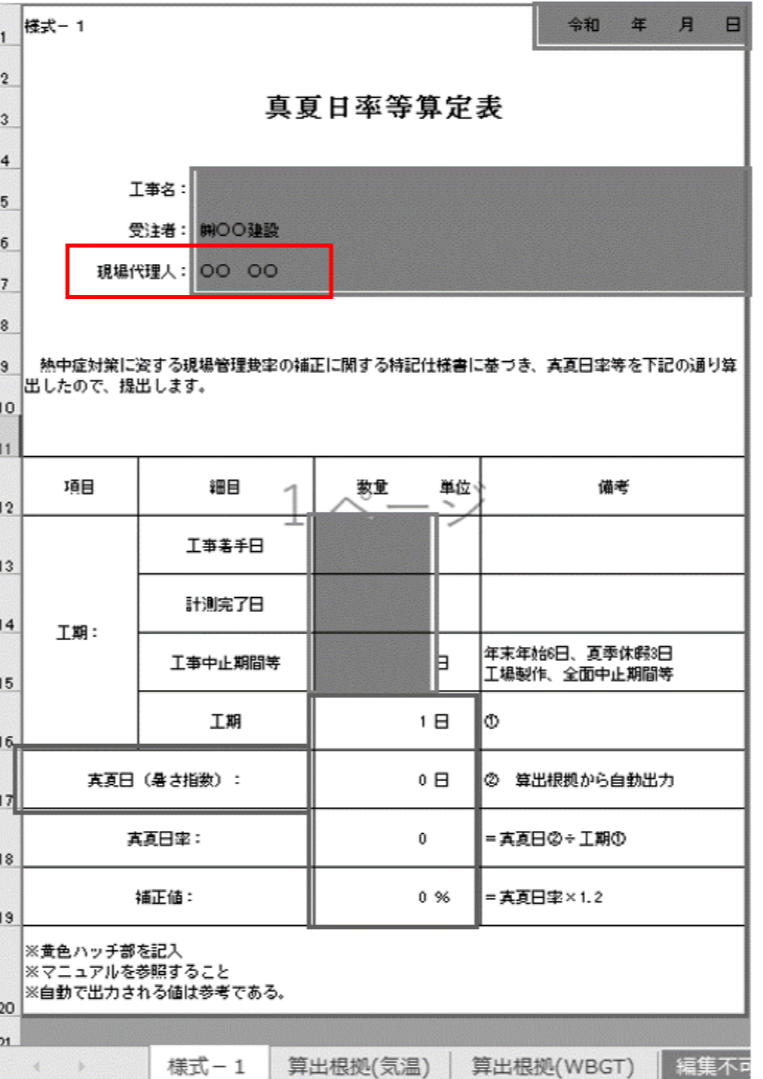
新旧対照表

旧	新	備考																																																																										
<p>真夏日率等算定表(新型コロナウイルス対策用)(様式-1)</p> <p>様式-1 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">真夏日率等算定表 (新型コロナウイルス対策用)</p> <p>工事名: </p> <p>受注者: 株式会社〇〇建設</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">現場代理人(印): 〇〇 〇〇 印</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。 なお、本算定表は、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防として、真夏日を「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工期:</td> <td>工事着手日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測完了日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中止期間等</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>日</td> <td>年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> <td>1日</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日(暑さ指数):</td> <td>0日</td> <td></td> <td>② 算出根拠から自動出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日率:</td> <td>0</td> <td></td> <td>=真夏日②÷工期①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補正值:</td> <td>0%</td> <td></td> <td>=真夏日率×1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※黄色ハッチ部を記入 ※マニュアルを参照すること ※自動で出力される値は参考である。</p>	項目	細目	数量	単位	備考	工期:	工事着手日				計測完了日				工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等	工期		1日	①	真夏日(暑さ指数):		0日		② 算出根拠から自動出力	真夏日率:		0		=真夏日②÷工期①	補正值:		0%		=真夏日率×1.2	<p>真夏日率等算定表(新型コロナウイルス対策用)(様式-1)</p> <p>様式-1 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">真夏日率等算定表 (新型コロナウイルス対策用)</p> <p>工事名: </p> <p>受注者: 株式会社〇〇建設</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 2px;">現場代理人: 〇〇 〇〇</p> <p>熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。 なお、本算定表は、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防として、真夏日を「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて算出しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工期:</td> <td>工事着手日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測完了日</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中止期間等</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td>日</td> <td>年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td></td> <td>1日</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日(暑さ指数):</td> <td>0日</td> <td></td> <td>② 算出根拠から自動出力</td> </tr> <tr> <td colspan="2">真夏日率:</td> <td>0</td> <td></td> <td>=真夏日②÷工期①</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補正值:</td> <td>0%</td> <td></td> <td>=真夏日率×1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※黄色ハッチ部を記入 ※マニュアルを参照すること ※自動で出力される値は参考である。</p>	項目	細目	数量	単位	備考	工期:	工事着手日				計測完了日				工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等	工期		1日	①	真夏日(暑さ指数):		0日		② 算出根拠から自動出力	真夏日率:		0		=真夏日②÷工期①	補正值:		0%		=真夏日率×1.2	<p>押印の廃止</p>
項目	細目	数量	単位	備考																																																																								
工期:	工事着手日																																																																											
	計測完了日																																																																											
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等																																																																								
	工期		1日	①																																																																								
真夏日(暑さ指数):		0日		② 算出根拠から自動出力																																																																								
真夏日率:		0		=真夏日②÷工期①																																																																								
補正值:		0%		=真夏日率×1.2																																																																								
項目	細目	数量	単位	備考																																																																								
工期:	工事着手日																																																																											
	計測完了日																																																																											
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等																																																																								
	工期		1日	①																																																																								
真夏日(暑さ指数):		0日		② 算出根拠から自動出力																																																																								
真夏日率:		0		=真夏日②÷工期①																																																																								
補正值:		0%		=真夏日率×1.2																																																																								

新旧対照表

旧	新	備考
<p>真夏日率等算出マニュアル(気温編)</p> <p>1~7 (略)</p> <p>8、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成</p>  <p>① 黄色ハッチ部分を入力</p> <p>② 代理人の押印</p> <p>③ 監督員へ提出</p> <p><input type="text"/> ⇒ 手動で記入</p> <p><input type="text"/> ⇒ 自動算出</p>	<p>真夏日率等算出マニュアル(気温編)</p> <p>1~7 (略)</p> <p>8、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成</p>  <p>① 黄色ハッチ部分を入力</p> <p>② 監督員へ提出</p> <p><input type="text"/> ⇒ 手動で記入</p> <p><input type="text"/> ⇒ 自動算出</p>	<p>備考</p> <p>押印の廃止</p>

新旧対照表

旧	新	備考
<p>真夏日率等算出マニュアル(暑さ指数(WBGT)編)</p> <p>1~5 (略)</p> <p>6、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成</p>  <p>① 黄色ハッチ部分を入力</p> <p>② 代理人の押印</p> <p>③ 監督員へ提出</p> <p>⇒手動で記入</p> <p>⇒自動算出</p>	<p>真夏日率等算出マニュアル(暑さ指数(WBGT)編)</p> <p>1~5 (略)</p> <p>6、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成</p>  <p>① 黄色ハッチ部分を入力</p> <p>② 監督員へ提出</p> <p>⇒手動で記入</p> <p>⇒自動算出</p>	<p>備考</p> <p>押印の廃止</p>

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領

(目的)

第1条 近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費率の補正をすることで、工事における熱中症対策の推進を図るとともに、実態に合った積算を行うことを目的とする。

(対象工事)

第2条 静岡県が発注し、主たる工種が屋外作業となる土木工事標準積算基準書の工種区分を適用する土木工事、港湾工事積算基準書の工種区分を適用する港湾・漁港工事、土地改良事業等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号)、土地改良事業等請負工事積算基準〔施設機械〕(平成12年3月24日付け12構改D第238号)の工種区分を適用する農地工事及び森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号)の工種区分を適用する森林工事を対象とする。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 工期

工事着手から工期末前の受発注者間で協議した日までの期間をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

工期期間中の真夏日を工期で除した割合をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(発注)

第4条 対象工事には、熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書(別紙1)を添付して発注し、受発注者間協議により適用可能とする。

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

ア 現場管理費率の補正は、受注者より提出される資料に記載される補正值を現場管理費率に加算することで行うこととする。

なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

イ 「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」による現場管理費率の補正を重複して適用する場合の補正値の上限は、全ての補正値を合計して2.0%とする。

ウ 真夏日率及び補正値は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

(2) 補正係数

補正係数は、1.2とする。

(3) 施工箇所が点在する工事への適用

施工箇所が点在する工事については、点在する箇所ごとに補正を行うことができるものとする。

(気温の計測方法等)

第6条 気温の計測方法等は次のとおりとする。

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。

(1) 計測方法

工事現場から最寄りの気象庁の地域気象観測所の気温、又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上になる日を真夏日と見なす。なお、施工箇所が点在する工事へ適用する場合は、主工事の施工箇所の最寄りの地域気象観測所の気温または暑さ指数を用いる。

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

【環境省熱中症予防情報サイトより】

ただし、森林工事においては暑さ指数は用いないこととする。

また、これによりがたい場合は、あらかじめ監督員と協議の上、最寄りの気象庁の地域気象観測所、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 気温の補正方法

森林工事のみに適用する。

(1) の気温の計測結果（工事現場を代表する 1 地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式によりがたい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

【算定式】

補正後の気温（℃）＝気温（℃）－標高差（m）×0.6／100（m）

※補正後の気温は、小数点第 2 位四捨五入 1 位止めとする。

ただし、標高差（m）＝工事現場の標高（m）－計測箇所の標高（m）

（気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること）

※標高差の値は、小数点第 1 位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告方法

受注者は施工計画書に基づき、監督員と事前に協議した提出期日までに真夏日率及び補正値を算出し、下記の資料を発注者に提出するものとする。

・真夏日率等算定表(様式-1)

※様式は下記 URL でダウンロードすることができる。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/index.html>

(適用時期)

第 7 条 適用時期は次のとおりとする。

(1) 適用対象工事

- ・原則として令和元年 8 月 1 日以降に発注する工事に適用する。ただし、平成 31 年 4 月 1 日以降の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。
- ・港湾工事積算基準書の工種区分を適用する港湾・漁港工事については、原則として令和 2 年 7 月 1 日以降に発注する工事に適用する。ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。
- ・土地改良事業等請負工事積算基準〔施設機械〕（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号）の工種区分を適用する農地工事については、原則として令和 2 年 9 月 1 日以降に発注する工事に適用する。ただし、令和 2 年 4 月 1 日以降の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。

(2) 既契約工事への適用方法

ア 気温の計測期間

本要領の施行日以降の受発注者間協議により工事着手日以降の基準日を定め、基準日からの真夏日に当たる日数を計測するものとする。なお、計測方法等については、第6条に準じることとする。

イ 積算方法

既契約工事における真夏日率は、工期の工事着手を基準日と読み替えることにより算出するものとする。

その他の積算方法は、第5条によるものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

この改正は、令和2年7月1日から施行する。

この改正は、令和2年9月1日から施行する。

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

真夏日率等算出マニュアル(気温編)

交通基盤部技術調査課

3、項目を選ぶ

④

検索条件 選択済みのデータ量 0% 100%(上限)

地点を選ぶ 項目を選ぶ 期間を選ぶ 表示オプションを選ぶ

項目選択の使い方 全ての選択済みの項目をクリア

データの種類 詳細

- 時別値
- 日別値
- 2日別値
- 半旬別値
- 旬別値
- 月別値
- 3か月別値※

最初に選択してください

過去の平均値との比較オプション

- 平年値も表示
- 平年値からの差(比)も表示
(平年値:1981年から2010年の30年平均値)
- 前年までの1年平均も表示
- 前年までの1年平均からの差(比)も表示

項目 気温 降水 日照/日射 積雪/降雪 風 湿度/気圧 雲量/天気

- 日平均気温
- 日最高気温の日平均
- 日最低気温の日平均
- 日最高気温
- 日最低気温
- 日最高気温の日最低※
- 日最低気温の日最高※
- 日平均気温 25℃以上の日数(日)
- 日平均気温 0℃未満の日数(日)
- 日最高気温 25℃以上の日数(日)
- 日最高気温 0℃未満の日数(日)
- 日最低気温 25℃以上の日数(日)
- 日最低気温 0℃未満の日数(日)

※官署(気象台等)のみ値があります

最高・最低(最大・最小)値の発生時刻を表示

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

選択地点・項目をクリア

選択された地点 観測項目

← 地点を選択してください

選択された項目

日最高気温 削除

選択された期間(日本標準時)

2019年1月1日から
2019年1月1日までの日別値を表示

選択されたオプション

利用上注意が必要なデータを表示させる

4、期間を選ぶ

⑦

検索条件 選択済みのデータ量 0% 100%(上限)

地点を選ぶ 項目を選ぶ 期間を選ぶ 表示オプションを選ぶ

期間選択の使い方

期間

- 連続した期間で表示する
- 特定の期間を指定して表示する

最近1年 最近1か月

2018年4月1日から
2018年12月31日までの日別値を表示

⑧ 工期を選択

1月1日から1月1日の値を
2019年から2019年まで表示

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

選択地点・項目をクリア

選択された地点 観測項目

← 地点を選択してください

選択された項目

日最高気温 削除

選択された期間(日本標準時)

2018年4月1日から
2018年12月31日までの日別値を表示

5、CSVの出力

地点を選ぶ 項目を選ぶ **期間を選ぶ** 表示オプションを選ぶ

期間

連続した期間で表示する

最近1年 最近1か月

2018年 4月 1日から
2018年 12月 31日までの日別値を表示

特定の期間を複数年分、表示する

1月 1日から1月 1日の値を
2019年から2019年まで表示

画面に表示 ▶

CSVファイルをダウンロード ▶

9 選択地点・項目をクリア

選択された地点 観測項目

← 地点を選択してください

選択された項目

日最高気温 削除

選択された期間(日本標準時)

2018年4月1日から
2018年12月31日までの日別値を表示

6、CSVファイルを開く

civil 電子納品クライアントソフトウェア **CSVdata**

10 CSVを開く

PC Word 2013

ネットワーク Excel 2013

7、データを真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの算出根拠(気温)シートに貼付

CSVファイル

MS Pゴシック 11 A A

貼り付け B I U 背景色 文字色

H14 ⑪AからB列をコピー

	A	B	C	D
1	ダウンロードした時刻:	2019/07/08 11:49:18		
2				
3		静岡	静岡	静岡
4	年月日	最高気温(°C)	最高気温(°C)	最高気温(°C)
5				
6			品質情報	均質番号
7	2018/4/1	21.4	8	1
8	2018/4/2	21.7	8	1
9	2018/4/3	22.2	8	1
10	2018/4/4	27.3	8	1
11	2018/4/5	21.1	8	1
12	2018/4/6	22	8	1
13	2018/4/7	19.9	8	1
14	2018/4/8	15.8	8	1
15	2018/4/9	19.6	8	1
16	#####	18.5	8	1
17	#####	19	8	1
18	#####	26.1	8	1
19	#####	20.7	8	1
20	#####	18.4	8	1
21	#####	26.3	8	1
22	#####	19	8	1
23	#####	16.4	8	1
24	#####	18.8	8	1
25	#####	19.9	8	1
26	#####	22.8	8	1

真夏日率等算定表(様式1)の算出根拠(気温)シート

⑫AからB列に貼り付け

	A	B	C	D	E	F
1						
2					計測箇所の標高(m)	
3					工事現場の標高(m)	
4				標高補正後気温		
5						
6						
7				0		
8				0		
9				0		
10				0		
11				0		
12				0		
13				0		
14				0		
15				0		
16				0		
17				0		
18				0		
19				0		
20				0		
21				0		
22				0		
23				0		
24				0		
25				0		
26				0		
27				0		
28				0		
29				0		
30				0		
31				0		
32				0		
33				0		
34				0		
35				0		
36				0		
37				0		
38				0		
39				0		
40				0		
41				0		
42				0		

⑬計測箇所の標高と工事現場の標高を記入(森林工事のみ)

1ページ

様式-1 算出根拠(気温) 算出根拠(WBGT) 編集不可

8、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成

様式-1

令和 年 月 日

真夏日率等算定表

工事名：
 受注者： 株式会社
 現場代理人： 〇〇 〇〇

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。

項目	細目	数量	単位	備考
工期：	工事着手日			
	計測完了日			
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等
	工期		1日	①
	真夏日(気温)：	20	日	◎ 算出根拠から自動出力
	真夏日率：	20		= 真夏日◎ ÷ 工期①
	補正值：	24	%	= 真夏日率 × 1.2

※黄色ハッチ部を記入
 ※マニュアルを参照すること
 ※自動で出力される値は参考である。

様式-1 | 算出根拠(気温) | 算出根拠(WBGT) | 編集不可

① 黄色ハッチ部分を入力

② 監督員へ提出



⇒ 手動で記入



⇒ 自動算出

真夏日率等算出マニュアル(暑さ指数(WBGT)編)

交通基盤部技術調査課

1、環境省HPにアクセスする。

URL: http://www.wbgt.env.go.jp/record_data.php

2、地点を選ぶ

The screenshot shows the website interface for the Ministry of the Environment's Heatstroke Prevention Information Site. The main header includes the Ministry of the Environment logo and the site title "熱中症予防情報サイト". Navigation buttons for "HOME", "(WBGT) 暑さ指数", "熱中症", "暑さ対策", and "参考資料" are visible. A search bar and a "スマートフォンはこちら" button are also present. The breadcrumb trail indicates the current path: ホーム > 暑さ指数 > 過去データ-データリスト. The main content area is titled "暑さ指数(WBGT)の実況と予測". Below this, there are tabs for "グラフ", "日表", and "過去データ". A red box highlights the "地点を選択" section, which includes dropdown menus for "東海地方", "静岡", and "静岡", along with a "地図" button. The selected location is "静岡 (静岡)". Below the location selection, there is a section for "実況推定値 (速報版)" with a list of years and months for data selection: 2019年 4月 5月 6月 7月, 2018年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月, 2017年 4月 5月 6月 7月 8月 9月, and 2016年 5月 6月 7月 8月 9月 10月. A "Windows のライセンス認証" watermark is visible in the bottom right corner.

3、対象月を選択(CSV出力)(工期が含まれる月すべて)

グラフ 日表 過去データ

地点を選択 東海地方 ▼ 静岡 ▼ 静岡 ▼ 地図

静岡 (静岡)

● 実況推定値 (速報版)

2019年 4月

2018年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月

2017年 4月 5月 6月 7月 8月 9月

2016年 5月 6月 7月 8月 9月 10月

②工期が含まれる月をクリック

4、CSVを開く

③

ネットワーク Excel 2013

ごみ箱 PowerPoint 2013

wbgt_50331_201... wbgt_50331_201... wbgt_50331_201... wbgt_50331_201810

5、データを真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの算出根拠(WBGT)シートに貼付

5-1 工期開始月

CSVファイル

	A	B	C	D	E
1	Date	Time	WBGT	Tg	
2	2018/7/1	1:00	24.9	25.2	
3	2018/7/1	2:00	24.7	25	
4	2018/7/1	3:00	24.5	24.7	
5	2018/7/1	4:00	24.2	24.4	
6	2018/7/1	5:00	24.1	24.6	
7	2018/7/1	6:00	25.9	31.7	
8	2018/7/1	7:00	27.2	39.6	
9	2018/7/1	8:00	27.8	39.7	
10	2018/7/1	9:00	28.4	40.9	
11	2018/7/1	10:00	29	42.2	
12	2018/7/1	11:00	28.6	41.9	
13	2018/7/1	12:00	28.3	42	
14	2018/7/1	13:00	28.8	43.3	
15	2018/7/1	14:00	28.4	42.6	
16	2018/7/1	15:00	28.1	41.4	
17	2018/7/1	16:00	28	39.9	
18	2018/7/1	17:00	27.1	37.1	
19	2018/7/1	18:00	25.7	31.1	
20	2018/7/1	19:00	24.7	26.1	
21	2018/7/1	20:00	24.6	25.6	
22	2018/7/1	21:00	24.5	26	
23	2018/7/1	22:00	24.4	25.9	
24	2018/7/1	23:00	23.8	25.1	
25	2018/7/1	24:00:00	23.5	24.7	
26	2018/7/2	1:00	23.3	24	

真夏日率等算定表(様式1)の算出根拠(WBGT)シート

	A	B	C	D	E	F
1						
2	2018/7/1	1:00	24.9	25.2		
3	2018/7/1	2:00	24.7	25		
4	2018/7/1	3:00	24.5	24.7		
5	2018/7/1	4:00	24.2	24.4		
6	2018/7/1	5:00	24.1	24.6		
7	2018/7/1	6:00	25.9	31.7		
8	2018/7/1	7:00	27.2	39.6		
9	2018/7/1	8:00	27.8	39.7		
10	2018/7/1	9:00	28.4	40.9		
11	2018/7/1	10:00	29	42.2		
12	2018/7/1	11:00	28.6	41.9		
13	2018/7/1	12:00	28.3	42		
14	2018/7/1	13:00	28.8	43.3		
15	2018/7/1	14:00	28.4	42.6		
16	2018/7/1	15:00	28.1	41.4		
17	2018/7/1	16:00	28	39.9		
18	2018/7/1	17:00	27.1	37.1		
19	2018/7/1	18:00	25.7	31.1		
20	2018/7/1	19:00	24.7	26.1		
21	2018/7/1	20:00	24.6	25.6		
22	2018/7/1	21:00	24.5	26		
23	2018/7/1	22:00	24.4	25.9		
24	2018/7/1	23:00	23.8	25.1		
25	2018/7/1	24:00:00	23.5	24.7		
26	2018/7/2	1:00	23.3	24		
27	2018/7/2	2:00	22.8	23.6		
28	2018/7/2	3:00	22.7	23.4		
29	2018/7/2	4:00	22.3	23.1		
30	2018/7/2	5:00	22.2	23.7		
31	2018/7/2	6:00	23.9	31.5		

⑤2列目から張付け

④工期開始日の1:00から
下を選択(A~D列)

5、データを真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの算出根拠(WBGT)シートに貼付

5-2 工期途中月①

CSVファイル

	A	B	C	D
1	Date	Time	WBGT	Tg
2	2018/8/1	1:00	25	26
3	2018/8/1	2:00	24.9	25.9
4	2018/8/1	3:00	24.8	25.7
5	2018/8/1	4:00	24.5	25.4
6	2018/8/1	5:00	24.7	25.7
7	2018/8/1	6:00	25.9	31.7
8	2018/8/1	7:00	27.7	39.7
9	2018/8/1	8:00	28.8	42.7
10	2018/8/1	9:00	29.2	43.4
11	2018/8/1	10:00	29.6	44.4
12	2018/8/1	11:00	29.6	44.8
13	2018/8/1	12:00	30.6	46.4
14	2018/8/1	13:00	30.8	46.7
15	2018/8/1	14:00	30.8	46.5
16	2018/8/1	15:00	30.6	45.3
17	2018/8/1	16:00	30.7	45.5
18	2018/8/1	17:00	28	34.7
19	2018/8/1	18:00	27.2	30.8
20	2018/8/1	19:00	26.6	28.5
21	2018/8/1	20:00	26.6	28.5
22	2018/8/1	21:00	26.6	28
23	2018/8/1	22:00	26.4	28.3
24	2018/8/1	23:00	26.4	28.1
25	2018/8/1	24:00:00	26.2	28.1
26	2018/8/2	1:00	26.4	28.3
27	2018/8/2	2:00	26.1	27.9
28	2018/8/2	3:00	26.3	28
29	2018/8/2	4:00	26.1	27.6



真夏日率等算定表(様式1)の算出根拠(WBGT)シート

	A	B	C	D	E	F	G	H
1					Date	Time	WBGT	Tg
2	20	⑦E列目から張付け	25.2	25.2	2018/8/1	1:00	25	26
3	2018/7/1	2:00	24.7	25	2018/8/1	2:00	24.9	25.9
4	2018/7/1	3:00	24.5	24.7	2018/8/1	3:00	24.8	25.7
5	2018/7/1	4:00	24.2	24.4	2018/8/1	4:00	24.5	25.4
6	2018/7/1	5:00	24.1	24.6	2018/8/1	5:00	24.7	25.7
7	2018/7/1	6:00	25.9	31.7	2018/8/1	6:00	25.9	31.7
8	2018/7/1	7:00	27.2	39.6	2018/8/1	7:00	27.7	39.7
9	2018/7/1	8:00	27.8	39.7	2018/8/1	8:00	28.8	42.7
10	2018/7/1	9:00	28.4	40.8	2018/8/1	9:00	29.2	43.4
11	2018/7/1	10:00	29	42.2	2018/8/1	10:00	29.6	44.4
12	2018/7/1	11:00	28.6	41.9	2018/8/1	11:00	29.6	44.8
13	2018/7/1	12:00	28.3	42	2018/8/1	12:00	30.6	46.4
14	2018/7/1	13:00	28.8	43.8	2018/8/1	13:00	30.8	46.7
15	2018/7/1	14:00	28.4	42.6	2018/8/1	14:00	30.8	46.5
16	2018/7/1	15:00	28.1	41.4	2018/8/1	15:00	30.6	45.3
17	2018/7/1	16:00	28	39.9	2018/8/1	16:00	30.7	45.5
18	2018/7/1	17:00	27.1	37.1	2018/8/1	17:00	28	34.7
19	2018/7/1	18:00	25.7	31.1	2018/8/1	18:00	27.2	30.8
20	2018/7/1	19:00	24.7	26.1	2018/8/1	19:00	26.6	28.5
21	2018/7/1	20:00	24.6	25.6	2018/8/1	20:00	26.6	28.5
22	2018/7/1	21:00	24.5	26	2018/8/1	21:00	26.6	28
23	2018/7/1	22:00	24.4	25.9	2018/8/1	22:00	26.4	28.3
24	2018/7/1	23:00	23.8	25.1	2018/8/1	23:00	26.4	28.1
25	2018/7/1	24:00:00	23.5	24.7	2018/8/1	24:00:00	26.2	28.1
26	2018/7/2	1:00	23.3	24	2018/8/2	1:00	26.4	28.3
27	2018/7/2	2:00	22.8	23.6	2018/8/2	2:00	26.1	27.9
28	2018/7/2	3:00	22.7	23.4	2018/8/2	3:00	26.3	28
29	2018/7/2	4:00	22.3	23.1	2018/8/2	4:00	26.1	27.6
30	2018/7/2	5:00	22.2	23.7	2018/8/2	5:00	26.1	27.8
31	2018/7/2	6:00	23.9	31.5	2018/8/2	6:00	26.6	29.1

⑥A~D列をコピー

5、データを真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの算出根拠(WBGT)シートに貼付

5-2 工期途中月②

真夏日率等算定表(様式1)の算出根拠(WBGT)シート

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1					Date	Time	WBGT	Tg	Date	Time	WBGT	Tg
2	2018/7/1							26	2018/9/1	1:00	24	25.1
3	2018/7/1							5.9	2018/9/1	2:00	23.5	24.9
4	2018/7/1							5.7	2018/9/1	3:00	23.6	25.1
5	2018/7/1							5.4	2018/9/1	4:00	23.4	25.7
6	2018/7/1	5:00	24.1	24.6	2018/8/1	5:00	24.7	25.7	2018/9/1	5:00	23.5	25.9
7	2018/7/1	6:00	25.9	31.7	2018/8/1	6:00	25.9	31.7	2018/9/1	6:00	23.4	26.4
8	2018/7/1	7:00	27.2	39.6	2018/8/1	7:00	27.7	39.7	2018/9/1	7:00	25.3	34.1
9	2018/7/1	8:00	27.8	39.7	2018/8/1	8:00	28.8	42.7	2018/9/1	8:00	27	39.7
10	2018/7/1	9:00	28.4	40.9	2018/8/1	9:00	29.2	43.4	2018/9/1	9:00	27.7	42.4
11	2018/7/1	10:00	29	42.2	2018/8/1	10:00	29.6	44.4	2018/9/1	10:00	29	46.1
12	2018/7/1	11:00	28.6	41.9	2018/8/1	11:00	29.6	44.8	2018/9/1	11:00	26.8	37.3
13	2018/7/1	12:00	28.3	42	2018/8/1	12:00	30.6	46.4	2018/9/1	12:00	24.8	36.8
14	2018/7/1	13:00	28.8	43.3	2018/8/1	13:00	30.8	46.7	2018/9/1	13:00	24.7	35
15	2018/7/1	14:00	28.4	42.6	2018/8/1	14:00	30.8	46.5	2018/9/1	14:00	24.6	34.2
16	2018/7/1	15:00	28.1	41.4	2018/8/1	15:00	30.6	45.3	2018/9/1	15:00	24.8	30.9
17	2018/7/1	16:00	28	39.9	2018/8/1	16:00	30.7	45.5	2018/9/1	16:00	26.6	38.1
18	2018/7/1	17:00	27.1	37.1	2018/8/1	17:00	28	34.7	2018/9/1	17:00	24.4	28.8
19	2018/7/1	18:00	25.7	31.1	2018/8/1	18:00	27.2	30.8	2018/9/1	18:00	24.3	27
20	2018/7/1	19:00	24.7	26.1	2018/8/1	19:00	26.6	28.5	2018/9/1	19:00	24.2	26.1
21	2018/7/1	20:00	24.6	25.6	2018/8/1	20:00	26.6	28.5	2018/9/1	20:00	24.1	25.8
22	2018/7/1	21:00	24.5	26	2018/8/1	21:00	26.6	28	2018/9/1	21:00	23.8	25.3
23	2018/7/1	22:00	24.4	25.9	2018/8/1	22:00	26.4	28.3	2018/9/1	22:00	23.5	24.9
24	2018/7/1	23:00	23.8	25.1	2018/8/1	23:00	26.4	28.1	2018/9/1	23:00	23.5	24.7
25	2018/7/1	24:00:00	23.5	24.7	2018/8/1	24:00:00	26.2	28.1	2018/9/1	24:00:00	23.6	24
26	2018/7/2	1:00	23.3	24	2018/8/2	1:00	26.4	28.3	2018/9/2	1:00	23.3	23.7
27	2018/7/2	2:00	22.8	23.6	2018/8/2	2:00	26.1	27.9	2018/9/2	2:00	23.3	23.8
28	2018/7/2	3:00	22.7	23.4	2018/8/2	3:00	26.3	28	2018/9/2	3:00	22.8	23.4
29	2018/7/2	4:00	22.3	23.1	2018/8/2	4:00	26.1	27.6	2018/9/2	4:00	23	23.4
30	2018/7/2	5:00	22.2	23.7	2018/8/2	5:00	26.1	27.8	2018/9/2	5:00	23	23.5
31	2018/7/2	6:00	23.9	31.5	2018/8/2	6:00	26.6	29.1	2018/9/2	6:00	22.6	23.7

⑧ ⑥同様、CSVのA~D列をコピーし、算出根拠シートを月ごとに右に張り付ける

1 パーセント

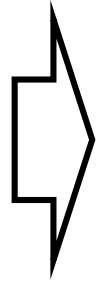
14 ページ

5、データを真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの算出根拠(WBGT)シートに貼付

5-3 工期末月

CSVファイル

	A	B	C	D
1	Date	Time	WBGT	Tg
2	2018/10/1	1:00	22.9	23.3
3	2018/10/1	2:00	21.9	23.4
4	2018/10/1	3:00	22	24.1
5	2018/10/1	4:00	22	24.3
6	2018/10/1	5:00	21.7	23.8
7	2018/10/1	6:00	21.7	24.6
8	2018/10/1	7:00	21.7	25.5
9	2018/10/1	8:00	24.7	37.4
10	2018/10/1	9:00	25.2	40.5
11	2018/10/1	10:00	25.3	42.1
12	2018/10/1	11:00	25	41.8
13	2018/10/1	12:00	24.8	42.7
14	2018/10/1	13:00	23.3	41.4
15	2018/10/1	14:00	22.9	39.8
16	2018/10/1	15:00	21.5	37.1
17	2018/10/1	16:00	21.4	35.1
18	2018/10/1	17:00	19.4	27.6
19	2018/10/1	18:00	18.3	22.8
20	2018/10/1	19:00	17.9	22.6
21	2018/10/1	20:00	16.7	22
22	2018/10/1	21:00	15.7	21.3
23	2018/10/1	22:00	15.2	20.7
24	2018/10/1	23:00	14.9	21
25	2018/10/1	24:00:00	15.1	20



真夏日率等算定表(様式1)の算出根拠(WBGT)シート

⑩2列目から張付け

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
1	Date	Time	WBGT	Tg	Date	Time	WBGT	Tg	Date	Time	WBGT	Tg				
2	2018/7/1	1:00	24.9	25.2	2018/8/1	1:00	25	26	2018/9/1	1:00	24	25.1	2018/10/1	1:00	22.9	23.3
3	2018/7/1	2:00	24.7	25	2018/8/1	2:00	24.9	25.9	2018/9/1	2:00	23.5	24.9	2018/10/1	2:00	21.9	23.4
4	2018/7/1	3:00	24.5	24.7	2018/8/1	3:00	24.8	25.7	2018/9/1	3:00	23.6	25.1	2018/10/1	3:00	22	24.1
5	2018/7/1	4:00	24.2	24.4	2018/8/1	4:00	24.5	25.4	2018/9/1	4:00	23.4	25.7	2018/10/1	4:00	22	24.3
6	2018/7/1	5:00	24.1	24.6	2018/8/1	5:00	24.7	25.7	2018/9/1	5:00	23.5	25.9	2018/10/1	5:00	21.7	23.8
7	2018/7/1	6:00	25.9	31.7	2018/8/1	6:00	25.9	31.7	2018/9/1	6:00	23.4	26.4	2018/10/1	6:00	21.7	24.6
8	2018/7/1	7:00	27.2	39.6	2018/8/1	7:00	27.7	39.7	2018/9/1	7:00	25.3	34.1	2018/10/1	7:00	21.7	25.5
9	2018/7/1	8:00	27.8	39.7	2018/8/1	8:00	28.8	42.7	2018/9/1	8:00	27	39.7	2018/10/1	8:00	24.7	37.4
10	2018/7/1	9:00	28.4	40.9	2018/8/1	9:00	29.2	43.4	2018/9/1	9:00	27.7	42.4	2018/10/1	9:00	25.2	40.5
11	2018/7/1	10:00	29	42.2	2018/8/1	10:00	29.6	44.4	2018/9/1	10:00	29	46.1	2018/10/1	10:00	25.3	42.1
12	2018/7/1	11:00	28.6	41.9	2018/8/1	11:00	29.6	44.8	2018/9/1	11:00	26.8	37.3	2018/10/1	11:00	25	41.8
13	2018/7/1	12:00	28.3	42	2018/8/1	12:00	30.6	46.4	2018/9/1	12:00	24.8	36.8	2018/10/1	12:00	24.8	42.7
14	2018/7/1	13:00	28.8	43.3	2018/8/1	13:00	30.8	46.7	2018/9/1	13:00	24.7	35	2018/10/1	13:00	23.3	41.4
15	2018/7/1	14:00	28.4	42.6	2018/8/1	14:00	30.8	46.5	2018/9/1	14:00	24.6	34.2	2018/10/1	14:00	22.9	39.8
16	2018/7/1	15:00	28.1	41.4	2018/8/1	15:00	30.6	45.3	2018/9/1	15:00	24.8	30.9	2018/10/1	15:00	21.5	37.1
17	2018/7/1	16:00	28	39.9	2018/8/1	16:00	30.7	45.5	2018/9/1	16:00	26.6	38.1	2018/10/1	16:00	21.4	35.1
18	2018/7/1	17:00	27.1	37.1	2018/8/1	17:00	28	34.7	2018/9/1	17:00	24.4	28.8	2018/10/1	17:00	19.4	27.6
19	2018/7/1	18:00	25.7	31.1	2018/8/1	18:00	27.2	30.8	2018/9/1	18:00	24.3	27	2018/10/1	18:00	18.3	22.8
20	2018/7/1	19:00	24.7	26.1	2018/8/1	19:00	26.6	28.5	2018/9/1	19:00	24.2	26.1	2018/10/1	19:00	17.9	22.6
21	2018/7/1	20:00	24.6	25.6	2018/8/1	20:00	26.6	28.5	2018/9/1	20:00	24.1	25.8	2018/10/1	20:00	16.7	22
22	2018/7/1	21:00	24.5	26	2018/8/1	21:00	26.6	28	2018/9/1	21:00	23.8	25.3	2018/10/1	21:00	15.7	21.3
23	2018/7/1	22:00	24.4	25.9	2018/8/1	22:00	26.4	28.3	2018/9/1	22:00	23.5	24.9	2018/10/1	22:00	15.2	20.7
24	2018/7/1	23:00	23.8	25.1	2018/8/1	23:00	26.4	28.1	2018/9/1	23:00	23.5	24.7	2018/10/1	23:00	14.9	21
25	2018/7/1	24:00:00	23.5	24.7	2018/8/1	24:00:00	26.2	28.1	2018/9/1	24:00:00	23.6	24	2018/10/1	24:00:00	15.1	20
26	2018/7/2	1:00	23.3	24	2018/8/2	1:00	26.4	28.3	2018/9/2	1:00	23.3	23.7	2018/10/2	1:00	15.4	20.1
27	2018/7/2	2:00	22.8	23.6	2018/8/2	2:00	26.1	27.9	2018/9/2	2:00	23.3	23.8	2018/10/2	2:00	15.6	19.1
28	2018/7/2	3:00	22.7	23.4	2018/8/2	3:00	26.3	28	2018/9/2	3:00	22.8	23.4	2018/10/2	3:00	15	18.2
29	2018/7/2	4:00	22.3	23.1	2018/8/2	4:00	26.1	27.6	2018/9/2	4:00	23	23.4	2018/10/2	4:00	14.5	16.5
30	2018/7/2	5:00	22.2	23.7	2018/8/2	5:00	26.1	27.8	2018/9/2	5:00	23	23.5	2018/10/2	5:00	13.9	15.7
31	2018/7/2	6:00	23.9	31.5	2018/8/2	6:00	26.6	29.1	2018/9/2	6:00	22.6	23.7	2018/10/2	6:00	13.5	15.2

⑨1日の1:00から工期末日の24:00までコピー(A~D列)

6、真夏日率等算定表(様式-1)エクセルの作成

様式-1 令和 年 月 日

真夏日率等算定表

工事名:

受注者: ㈱〇〇建設

現場代理人: 〇〇 〇〇

熱中症対策に資する現場管理費率の補正に関する特記仕様書に基づき、真夏日率等を下記の通り算出したので、提出します。

項目	細目	数量	単位	備考
工期:	工事着手日			
	計測完了日			
	工事中止期間等		日	年末年始6日、夏季休暇3日 工場製作、全面中止期間等
	工期		1日	①
	真夏日(暑さ指数):	0	日	② 算出根拠から自動出力
	真夏日率:	0		= 真夏日② ÷ 工期①
	補正值:	0	%	= 真夏日率 × 1.2

※黄色ハッチ部を記入
 ※マニュアルを参照すること
 ※自動で出力される値は参考である。

様式-1 | 算出根拠(気温) | 算出根拠(WBGT) | 編集不可

① 黄色ハッチ部分を入力

② 監督員へ提出



⇒ 手動で記入



⇒ 自動算出

設計業務照査要領（農地）

（目的）

第 1 条 設計業務成果品は、農業農村整備事業において良質な構造物を造成するための重要な基礎資料であって、発注者が契約書及び仕様書で要求する内容、精度を十分満たすとともに誤りがあってはならない。

本照査要領は、「静岡県業務委託契約約款」及び「設計業務等共通仕様書（農林土木工事）」に定めるもののほか、受注者が行う照査と発注者が行う確認の標準的な項目、内容及び手順等を示したもので、品質管理を徹底することで成果品の品質並びに正確性の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本照査要領に使用する用語を次の各号に定める。

- (1) 「照査」とは、設計業務の各段階において、受注者が定めた照査技術者が仕様書、貸与資料及び参考文献等による設計条件及び設計基準と照合し、成果品（原稿）が技術的に適正且つ正確に作成されているかを審査することをいう。
- (2) 「確認」とは、監督員が設計業務の各段階において照査技術者から照査結果の報告を受け、「照査」が適正に履行されているを確認することをいう。

（照査の対象）

第 3 条 照査の対象は、県営事業で行う実施設計業務のうち次に掲げる対象工種であって、設計作業費（経費抜き直接人件費で、打合せ費を除く）が 100 万円以上のものとする。

なお、設計作業費が 100 万円未満もしくは対象工種以外であっても、高度な技術力を要するものや構造物の重要度により必要と判断されるものについては、照査を実施することができるものとする。

〔対象工種〕

ダム、頭首工、用水機場、排水機場、用水路、排水路、パイプライン、水路トンネル、ほ場整備、鉄筋コンクリート構造物（ボックスカルバート、擁壁）、農道、橋梁、基礎工、畑地かんがい施設（ファームポンド、水管橋）、地すべり対策工、ため池整備、施設機械（用排水ポンプ設備、水門設備、除塵設備、電気設備、水管理設備）

- 2 照査を実施する業務は、契約図書に「照査特別仕様書」及び「設計業務照査手引書（抜粋）」を添付する。

（照査技術者の配備及び資格）

第 4 条 照査は、「静岡県業務委託契約約款」第 11 条及び「設計業務等共通仕様書（農林土木工事）」第 1 編第 1 章第 8 条第 2 項に定める照査技術者が実施するものとする。

(照査の費用)

第5条 設計業務における照査に必要な費用については、農林水産省「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」における設計業務標準歩掛等において整備されている工種を除き見積りにより計上すること。

(照査手引書)

第6条 照査及び確認は、別添「設計業務照査の手引書」(以下、「手引書」という。)を参考に実施するものとする。

手引書は、あくまでも標準的なものであるので、当該業務の実情に応じて照査内容をよく検討して使用する。

また、対象工種でないものについては、「手引書」を参考に別途照査の方法(様式)を定めるものとする。

1 手引書の構成

(1) 共通記入要領

(2) 工種別記入要領等(上記の対象工種)

- ① 工種別の記入の留意点
- ② 照査のフローチャート
- ③ 照査報告様式
 - ・総括表
 - ・照査表(基本条件、細部条件、成果品)
 - ・設計内容(要点)記載表

2 受注者への手引書の提供

発注者は、手引書のうち共通記入要領及び当該工種の記入要領等を抜粋したものの(以下、「手引書(抜粋)」という。)を契約書類に添付する。

契約後、発注者はMs-Word及びMs-Excel形式で作成した「手引書(抜粋)」ファイルを電子媒体またはメールにより受注者に提供する。ただし、電子媒体の場合は原則として受注者の負担で用意する。

(照査の各段階)

第7条 照査は、原則として設計業務における次の各段階で実施するが、具体的には各工種別の照査のフローチャートによるものとする。

- ① 設計の基本条件を設定した段階
- ② 設計の細部条件を決定した段階
- ③ 成果品(原稿)を仕上げた段階

(照査のフローチャート)

第8条 照査技術者は、照査計画作成時に手引書を参考にフローチャートを作成し、業務計画書に記載するものとする。

(照査報告様式の記入方法)

第9条 照査に使用する報告様式の記入者及び記入要領は、次のとおりとする。

(1) 総括表

総括表は、業務の主要構造物及びその設計諸元、設計条件、適用基準等を一覧表で説明するもので、成果品の概要をなす。作成(記入)は管理技術者が行い、照査技術者は成果品(原稿)との照合によりこれを確認する。

総括表は、照査の各段階において作成する。作業上、その段階で決定できない

事項は空欄とする。

(2) 照査表（基本条件・細部条件・成果品）

- ① 管理技術者は、第1回打合せ等で担当監督員と照査の該当対象とする項目を協議して決定し、該当対象となる項目に「○」を付し、提示資料を記入する。
- ② 照査技術者は、照査の対象項目について管理技術者が作成した「設計内容（要点）記載表」に基づき成果品（原稿）の記載内容等の照査を行う。
照査結果（評価、指示事項等）は備考欄に記入し、照査が済んだ項目に「レ」を記入する。照査の対象項目の備考欄への記入は必須とする。

(3) 設計内容（要点）記載表

- ① 管理技術者が作成（記入）する。備考欄は補足説明等を記入する。
- ② 照査技術者は、これを照査し、照査が済んだ項目の照査欄に「レ」を記入する。

（記入上の注意事項）

第10条 各表の記入上の注意事項は、手引書の「共通記入要領」及び「工種別の記入の留意点」を参照する。

- 2 確認時までには照査が未済の項目がある場合や、条件決定が順不同となる場合は、照査済項目と未照査項目が分かるように表示する。
- 3 「項目」、「主な内容」について、複数の確認事項がある場合（例えば関係機関協議等）、又は漠然として発注者と受注者の確認の度合いが不明確になると思われる場合は、備考欄又は末尾の余白を利用して確認項目がわかるように記入する。
- 4 業務内容、規模、重要度等に応じて「項目」、「主な内容」の追加あるいは削除についてよく検討する。

（確認の方法）

第11条 照査の確認は、以下により行う。

- (1) 照査の確認は、照査の各段階において実施するものとする。
- (2) 照査結果の確認には、照査報告様式のほか成果品（原稿）、打合せ記録簿及びその他参考資料等を使用する。
- (3) 「設計の基本条件を設定した段階」及び「設計の細部条件を設定した段階」の照査の確認は、原則として総括監督員と担当監督員が行うものとする。
- (4) 照査技術者は、監督員に照査報告様式を1部提出する。
- (5) 照査技術者は、監督員へ照査結果を報告するものとする。但し、「成果品（原稿）を仕上げた段階」の照査は、監督員の判断で照査技術者の報告を省略することができるものとする。
- (6) 監督員は、「照査表」の該当項目について適正に照査を行っているかを確認し、適正であれば確認欄に「レ」を記入する。適正と認められない場合は、修正等を指示するものとする。
- (7) 監督員は、確認後「照査表」の表紙に署名し、受注者に返却する。
監督員は、署名したものを一部コピーして控えとする。

（照査報告書の提出）

第12条 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書として取りまとめ、管理技術者に署名のうえ提出する。管理技術者は、照査報告書を成果品に含めて提出するものとする。なお、原本も提出すること。

(その他の注意事項)

第13条 各照査段階における照査の確認は、原則として設計打合せと同時に行うものとし、照査の確認のみを目的とした打合せは行わない。したがって、他官庁協議等第三者の都合がある事項等はやむを得ないとしても、極力後に照査不可項目を残さないようにする。

2 本要領で参考としている「手引書」の照査フローは、基本条件の各検討項目すべてが整った段階で次の細部条件の決定に進むことが前提となっている。しかし、実際には各検討項目間において進捗に差を生じることが想定される。したがって、照査の実施にあっては、作業においてどの段階で確認を行うのか、発注者と受注者は十分協議する必要がある。

附 則

平成15年6月16日に施行する。

この要領は、平成15年7月29日に一部改正し、平成15年8月1日に適用する。

この要領は、平成26年1月27日に一部改正し、平成26年2月1日に適用する。

この要領は、平成27年6月18日に一部改正し、平成27年7月1日に適用する。

この要領は、平成28年5月10日に一部改正し、平成28年6月1日に適用する。

この要領は、平成29年8月23日に一部改正し、平成29年9月1日に適用する。

この要領は、令和3年3月15日に一部改正し、令和3年4月1日に適用する。

設計業務照査要領（農地）

【改正箇所 新旧対照表】

令和3年4月

静岡県

改定内容：押印規定廃止に伴う要領改定

新旧対照表

設計業務照査要領（農地）

改正前	改正後
<p>第1～10条（略）</p> <p>（確認の方法）</p> <p>第11条（1）～（6）（略）</p> <p>（7）監督員は、確認後「照査表」の表紙に<u>押印</u>し、受注者に返却する。 監督員は、<u>押印</u>したものを一部コピーして控えとする。</p> <p>（照査報告書の提出）</p> <p>第12条 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書として取りまとめ、管理技術者に<u>記名押印</u>のうえ提出する。管理技術者は、照査報告書を成果品に含めて提出するものとする。なお、原本も提出すること。</p> <p>第13条（略）</p> <p>附則</p> <p>平成15年6月16日に施行する。 この要領は、平成15年7月29日に一部改正し、平成15年8月1日に適用する。 この要領は、平成26年1月27日に一部改正し、平成26年2月1日に適用する。 この要領は、平成27年6月18日に一部改正し、平成27年7月1日に適用する。 この要領は、平成28年5月10日に一部改正し、平成28年6月1日に適用する。</p>	<p>第1～10条（略）</p> <p>（確認の方法）</p> <p>第11条（1）～（6）（略）</p> <p>（7）監督員は、確認後「照査表」の表紙に<u>署名</u>し、受注者に返却する。 監督員は、<u>署名</u>したものを一部コピーして控えとする。</p> <p>（照査報告書の提出）</p> <p>第12条 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書として取りまとめ、管理技術者に<u>署名</u>のうえ提出する。管理技術者は、照査報告書を成果品に含めて提出するものとする。なお、原本も提出すること。</p> <p>第13条（略）</p> <p>附則</p> <p>平成15年6月16日に施行する。 この要領は、平成15年7月29日に一部改正し、平成15年8月1日に適用する。 この要領は、平成26年1月27日に一部改正し、平成26年2月1日に適用する。 この要領は、平成27年6月18日に一部改正し、平成27年7月1日に適用する。 この要領は、平成28年5月10日に一部改正し、平成28年6月1日に適用する。 この要領は、平成29年8月23日に一部改正し、平成29年9月1日に適用する。 <u>この要領は、令和3年3月15日に一部改正し、令和3年4月1日に適用する。</u></p>

改正前

照査表様式

工 種

〔1〕 基本条件の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 平成 年 月 日 照査の日付 平成 年 月 日

確認担当者 氏名・印 照査技術者 氏名・印

工 種

〔2〕 細部条件の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 平成 年 月 日 照査の日付 平成 年 月 日

確認担当者 氏名・印 照査技術者 氏名・印

改正後

照査表様式

工 種

〔1〕 基本条件の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 年 月 日 照査の日付 年 月 日

確認担当者 氏名 照査技術者 氏名

工 種

〔2〕 細部条件の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 年 月 日 照査の日付 年 月 日

確認担当者 氏名 照査技術者 氏名

改正前

工 種

〔3〕 成果品の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 平成 年 月 日 照査の日付 平成 年 月 日

確認担当者
氏名・印 照査技術者
氏名・印

改正後

工 種

〔3〕 成果品の照査表

業 務 名

発注者名 請負者名

確認の日付 年 月 日 照査の日付 年 月 日

確認担当者
氏名 照査技術者
氏名

申請日：

新規で申請する場合

新技術登録申請書

静岡県（土木・建築工事）
新技術活用評価委員会長 様

申請者
住所

氏名

に係る新技術の登録を申請します。

申請日：

新技術登録申請書（変更）

静岡県（土木・建築工事）
新技術活用評価委員会長 様

申請者
住所

氏名

登録番号0000

に係る新技術の登録変更を申請します。

申請理由

申請日：

新技術登録申請書（廃止願）

静岡県（土木・建築工事）
新技術活用評価委員会長 様

申請者
住所

氏名

登録番号0000

に係る新技術の登録廃止を申請します。

申請理由